

令和8年度 地域建設企業が利用できる 助成金・補助金一覧

このパンフレットの内容は令和8年5月15日時点のものです

I 雇用・労働分野の助成金

1. 雇用関係助成金（雇用の安定のために）

- 検索表 … P. 2
- 概要 … P. 6
- お問い合わせ先 … P. 16

2. 労働条件等関係助成金（労働条件の改善のために）

- 概要 … P. 18
- お問い合わせ先 … P. 21

II 生産性向上のための補助金 … P. 22

III 脱炭素化関係のための補助金 … P. 23

〈参考〉

建設企業等を対象とした助成金等のリーフレット … P. 24

このパンフレットは厚生労働省や環境省、中小企業庁等のホームページをもとに（一社）全国建設業協会で作成したものです。
詳細な活用・申請方法等については各関連省庁や当該パンフレットの「お問い合わせ先」でご確認ください。

I 雇用・労働分野の助成金

1. 雇用関係助成金（雇用の安全のために）

雇用の安定、職場環境の改善、仕事と家庭の両立支援、従業員の能力向上などに、ぜひ、ご活用ください。

受給対象となる事業主（事業主団体を含む）

- 雇用保険適用事業所の事業主
(支給申請日及び支給決定日の時点で雇用保険被保険者が存在する事業所の事業主であること)
- 期間内に申請を行う事業主
- 支給のための審査に協力する事業主

審査への協力の具体例

- ・審査に必要な書類を整備・保管する。
- ・都道府県労働局・ハローワーク・(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構から書類の提出を求められたら応じる。
- ・都道府県労働局・ハローワーク・(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構の実地調査に応じる。

実際に助成金を受給するためには、各助成金の個別の要件も満たす必要があります。

支給申請期間

- 原則、各助成金の支給要領に定める日の翌日から起算して2か月以内です。
(郵送の場合は、支給申請期間内に到達していることが必要です。)

中小企業事業主等の範囲

○雇用関係助成金における「中小企業事業主」の範囲は、以下のとおりです。

| | 資本金の額・出資の総額 | | 常時雇用する労働者の数 |
|----------------------|-------------|-----|-------------|
| 小売業（飲食店を含む） | 5,000万円以下 | または | 50人以下 |
| サービス業 | 5,000万円以下 | | 100人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | | 100人以下 |
| その他の業種（ 建設業 ） | 3億円以下 | | 300人以下 |

※医療法人などで資本金・出資金を有している事業主についても、上記の表の「資本金の額・出資の総額」または「常時雇用する労働者の数」により判定します。

○ただし、以下の助成金については、範囲が異なります。

① 人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）

上記の表に加えて、以下の表の「資本金の額・出資の総額」か「常時雇用する労働者の数」のいずれかを満たす企業等も「中小企業者」に該当します。

| | 資本金の額・出資の総額 | | 常時雇用する労働者の数 |
|---------------------|-------------|-----|-------------|
| ゴム製品製造業※ | 3億円以下 | または | 900人以下 |
| ソフトウェア業または情報処理サービス業 | 3億円以下 | | 300人以下 |
| 旅館業 | 5,000万円以下 | | 200人以下 |

※自動車・航空機用のタイヤ、チューブ製造業や工業用ベルト製造業を除きます。

② 両立支援等助成金

○両立支援等助成金における「特定事業主」の範囲は、以下のとおりです。

| | 資本金の額・出資の総額 | | 常時雇用する労働者の数 |
|----------------------|-------------|-----|-------------|
| 小売業（飲食店を含む） | 5,000万円以下 | または | 300人以下 |
| サービス業 | 5,000万円以下 | | 300人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | | 300人以下 |
| その他の業種（ 建設業 ） | 3億円以下 | | 300人以下 |

検索表

〈注〉赤字は建設企業等を対象とした助成金等である。
また、丸数字は関係リーフレットの番号である。

【助成の対象となる取組】

【助成金名】

【ページ】

労働者の雇用維持を図る（A 雇用維持関係の助成金）

経営が悪化する中で、休業や教育訓練、出向を通じて労働者の雇用を維持する

1 雇用調整助成金

P.6

能登半島地震に伴う経営悪化の中で、出向により労働者の雇用を維持・確保する

2 産業雇用安定助成金
(Ⅲ 災害特例人材確保支援コース)

P.6

在籍型出向を支援する（B 在籍型出向支援関係の助成金）

労働者のスキルアップを在籍型出向により行い、出向復帰後の賃金を上昇させる

2 産業雇用安定助成金
(Ⅱ スキルアップ支援コース)

P.6

離職する労働者の再就職支援を行う（C 再就職支援関係の助成金）

離職を余儀なくされる労働者の再就職支援を民間職業紹介事業者に委託する

3 早期再就職支援等助成金
(Ⅰ 再就職支援コース)

P.6

離職を余儀なくされる労働者を早期に雇い入れ、当該労働者の賃金を上昇させる

3 早期再就職支援等助成金
(Ⅱ 雇入れ支援コース)

P.7

中途採用する（D 転職・再就職拡大支援関係の助成金）

雇用期間の定めのない労働者の中途採用を拡大する

3 早期再就職支援等助成金
(Ⅲ 中途採用拡大コース)

P.7

新たに労働者を雇い入れる（E 雇入れ関係の助成金）

継続して雇用する労働者として
雇い入れる

高齢者・身体障害者・知的障害者・精神障害者・
母子家庭の母等

4 特定求職者雇用開発助成金
(Ⅰ 特定就職困難者コース)

P.7

発達障害者・難病患者

4 特定求職者雇用開発助成金
(Ⅱ 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発
コース)

P.7

就職氷河期世代を含む中高年層

4 特定求職者雇用開発助成金
(Ⅲ 中高年層安定雇用支援コース)

P.7

自治体から要請があった生活保護受給者等

4 特定求職者雇用開発助成金
(Ⅳ 生活保護受給者等雇用開発コース)

P.7

【助成の対象となる取組】

【助成金名】

【ページ】

| | | | |
|--------------------------------|-----------------------------------|---|-----|
| 一定期間試行的に雇い入れる | 安定就業を希望し、離転職を繰り返す者等 | 5 トライアル雇用助成金 (I 一般トライアルコース) | P.8 |
| | 障害者 | 5 トライアル雇用助成金 (II 障害者トライアルコース) | P.8 |
| | 短時間労働の精神障害者・発達障害者 | 5 トライアル雇用助成金 (III 障害者短時間トライアルコース) | P.8 |
| | 若年者(35歳未満の者)または女性の建設労働者 | 5 トライアル雇用助成金 (IV 若年・女性建設労働者トライアルコース) ① | P.8 |
| 雇用情勢が特に厳しい地域等に居住する地域求職者等を雇い入れる | 6 地域雇用開発助成金 (I 地域雇用開発コース) | P.8 | |
| 沖縄県内に居住する35歳未満の求職者を雇い入れる | 6 地域雇用開発助成金 (II 沖縄若年者雇用促進コース) | P.8 | |
| 生産性向上に資する取組等に必要な新たな人材を雇い入れる | 7 産業雇用安定助成金 (I 産業連携人材確保等支援コース) | P.8 | |

労働者の雇用環境の整備を図る (F 雇用環境の整備関係等の助成金)

| | | |
|---------------------------------------|---|------|
| 障害者の障害特性による就労上の課題を克服する作業施設等を設置・整備する | 8 障害者作業施設設置等助成金 | P.9 |
| 障害者の福祉の増進を図るための福祉施設等を設置・整備する | 9 障害者福祉施設設置等助成金 | P.9 |
| 障害者の介助または職場定着のための措置を実施する | 10 障害者介助等助成金 | P.9 |
| 職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援を実施する | 11 職場適応援助者助成金 | P.9 |
| 障害者の通勤を容易にするための措置を実施する | 12 重度障害者等通勤対策助成金 | P.9 |
| 重度障害者を多数継続雇用する事業施設等の整備等を実施する | 13 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金 | P.9 |
| 障害者の雇入れや雇用継続のために必要な一連の雇用管理に関する援助を実施する | 14 障害者雇用相談援助助成金 | P.9 |
| 雇用管理制度や業務負担軽減機器等の導入を通じて従業員の離職率の低下を図る | 15 人材確保等支援助成金 (I 雇用管理制度・雇用環境整備助成コース) | P.10 |
| 人材確保や労働者の職場定着を支援するための事業を実施する | 15 人材確保等支援助成金 (II 中小企業団体助成コース) | P.10 |
| 建設キャリアアップシステムを活用した雇用管理改善の取組を実施する | 15 人材確保等支援助成金 (III 建設キャリアアップシステム等活用促進コース) ② | P.10 |
| 現場見学会、体験実習等の若年および女性への入職・定着を図る事業を実施する | 15 人材確保等支援助成金 (IV 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)) ③④ | P.10 |
| 女性専用作業員施設(トイレ等)や作業員施設(石川県)を設置する | 15 人材確保等支援助成金 (V 作業員宿舍等設置助成コース(建設分野)) ⑤⑥ | P.10 |
| 外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備を行う | 15 人材確保等支援助成金 (VI 外国人労働者就労環境整備助成コース) | P.10 |

【助成の対象となる取組】

【助成金名】

【ページ】

| | | | |
|------------------------------------|---|--|------|
| テレワークの導入・実施を通じて従業員の離職率の低下を図る | → | 15 人材確保等支援助成金 (VII テレワークコース) | P.10 |
| 季節労働者を通年雇用する | → | 16 通年雇用助成金 | P.11 |
| 65歳以上への定年引上げ等を実施する | → | 17 65歳超雇用推進助成金 (I 65歳超継続雇用促進コース) | P.11 |
| 高齢者の雇用管理制度の整備等に係る措置を実施する | → | 17 65歳超雇用推進助成金 (II 高齢者評価制度等雇用管理改善コース) | P.11 |
| 高齢者の無期雇用労働者への転換を実施する | → | 17 65歳超雇用推進助成金 (III 高齢者無期雇用転換コース) | P.11 |
| 有期雇用労働者等(契約社員・パート・派遣社員など)を正社員転換する | → | 18 キャリアアップ助成金 (I 正社員化コース) | P.12 |
| 障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等へ転換する | → | 18 キャリアアップ助成金 (II 障害者正社員化コース) | P.12 |
| 賃金規定等の増額改定により有期雇用労働者等の賃金の引上げを実施する | → | 18 キャリアアップ助成金 (III 賃金規定等改定コース) | P.12 |
| 有期雇用労働者等に正規雇用労働者と共通の賃金規定等を導入する | → | 18 キャリアアップ助成金 (IV 賃金規定等共通化コース) | P.12 |
| 有期雇用労働者等に賞与・退職金制度を導入する | → | 18 キャリアアップ助成金 (V 賞与・退職金制度導入コース) | P.12 |
| 短時間労働者を新たに社会保険の被保険者とする際に、処遇改善を実施する | → | 18 キャリアアップ助成金 (VI 短時間労働者労働時間延長支援コース) | P.12 |

仕事と家庭の両立支援等に取り組む (G 仕事と家庭の両立支援関係等の助成金)

| | | | |
|---|---|---|------|
| 男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境や業務体制の整備を行う | → | 19 両立支援等助成金 (I 出生時両立支援コース) | P.13 |
| 介護支援プランを策定し、労働者が介護休業や介護両立支援制度を利用する | → | 19 両立支援等助成金 (II 介護離職防止支援コース) | P.13 |
| 育休復帰支援プランを策定し、育児休業の円滑な取得・職場復帰に取り組む | → | 19 両立支援等助成金 (III 育休休業等支援コース) | P.13 |
| 労働者の育児休業や短時間勤務の期間中に他の労働者が業務を代替する | → | 19 両立支援等助成金 (IV 育休中等業務代替支援コース) | P.13 |
| 育児中の労働者が利用できる柔軟な働き方に関する制度を導入する | → | 19 両立支援等助成金 (V 柔軟な働き方選択制度等支援コース) | P.13 |
| 事業所内保育施設を設置・運営・増築する ※ 現在、新規の申請受付を停止しています | → | 19 両立支援等助成金 (VI 事業所内保育施設コース) | P.13 |
| 不妊治療、女性の健康課題(月経、更年期)に対応するための制度導入等の整備を行う | → | 19 両立支援等助成金 (VII 不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース) | P.13 |

労働者の職業能力の向上を図る（H 人材開発関係の助成金）

| | | | |
|-------------------------------------|---|--------------------------------------|-----------|
| 職務に関連した10時間以上の訓練等を実施する | → | 20 人材開発支援助成金 （Ⅰ 人材育成支援コース） | P.14 |
| 有給の教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受ける | → | 20 人材開発支援助成金 （Ⅱ 教育訓練休暇等付与コース） | P.14 |
| 建設関連の認定訓練を実施する、または雇用する建設労働者に受講させる | → | 20 人材開発支援助成金 （Ⅲ 建設労働者認定訓練コース） | ⑦ P.14 |
| 雇用する建設労働者に建設工事の作業に直接関連する実習を受講させる | → | 20 人材開発支援助成金 （Ⅳ 建設労働者技能実習コース） | ⑧ P.14 |
| デジタルなど成長分野を支える人材の育成を目的とした訓練等を実施する | → | 20 人材開発支援助成金 （Ⅴ 人への投資促進コース） | P.15 |
| 事業展開等に伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させる | → | 20 人材開発支援助成金 （Ⅵ 事業展開等リスクリング支援コース） | ⑨ P.15 |
| 障害者に対して能力開発訓練事業を実施する | → | 21 障害者能力開発助成金 | P.15 |
| 事業所での作業環境へ適応させるための訓練を行う | → | 22 職場適応訓練費 | P.15 |

概要

※ 助成金の財源は事業主拠出の雇用保険二事業です。★は障害者雇用納付金制度、☆は財源の一部が一般会計の助成金です。
 ※ <>は、賃金要件を満たす場合の助成額です。賃金要件の詳細は、各助成金の支給要領をご覧ください。
 ※ 記載されている内容は概要です。詳細については、厚生労働省ホームページをご覧ください。16ページの問い合わせ先にお尋ねください。

A. 雇用維持関係の助成金

1 雇用調整助成金

【労働局】

景気の変動、産業構造の変化などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合(※1)に、休業、教育訓練、または出向(※2)によって、その雇用する労働者の雇用の維持を図る事業主に対して助成
 (※1)売上高または生産量などの事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均値が、前年同期に比べ10%以上減少していること等
 (※2)3か月以上1年以内の出向に限る

【休業・教育訓練の場合】
 休業手当等の一部助成2/3〔中小企業以外1/2〕(※1)
 (※1)支給日数が30日に達した次の判定基礎期間より、実施する休業等の1/10以上教育訓練を実施しなかった場合、1/2〔中小企業以外1/4〕
 教育訓練を行った場合は、教育訓練費を1人1日あたり1,200円(※2)加算
 (※2)支給日数が30日に達した次の判定基礎期間より、実施する休業等の1/5以上教育訓練を実施した場合には1,800円
 【出向の場合】
 出向元事業主の負担額の一部助成2/3〔中小企業以外1/2〕

2 産業雇用安定助成金

【労働局】

2-Ⅲ 災害特例人材確保支援コース

令和6年能登半島地震に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合(※1)に、労働者の雇用を確保するため、在籍型出向(※2)により労働者を送り出す事業主(※3)、および当該労働者を受け入れる事業主に対して助成
 (※1)売上高または生産量などの事業活動を示す指標の最近1か月間の月平均値が、前年同期に比べ10%以上減少していること等
 (※2)1か月以上2年以内の出向に限る
 (※3)出向元事業主は、七尾市、中能登町、羽咋市、志賀町、宝達志水町、輪島市、穴水町、珠洲市、能登町のいずれかに事業所が所在する事業主であること

出向元事業主および出向先事業主に対して、出向労働者の出向期間中に要する賃金の一部を助成
 4/5〔中小企業以外2/3〕
 (1人1日あたり出向元・先の計8,870円(※)を上限)
 (※)雇用保険の基本手当日額の最高額(令和7年8月1日時点)

B. 在籍型出向支援関係の助成金

2 産業雇用安定助成金

【労働局】

2-Ⅱ スキルアップ支援コース

労働者のスキルアップを在籍型出向により行い、出向(※1)から復帰した際の賃金を出向前と比較して5%以上上昇(※2)させる事業主および出向を受け入れる事業主に対して助成
 (※1)1か月以上2年以内の出向に限る(助成対象期間は最長12か月)
 (※2)原則、労働者の出向復帰後6か月間の各月の賃金を出向前賃金と比較していずれも5%以上上昇

出向元事業主および出向先事業主に対して、出向労働者の出向期間中に要する賃金の一部を助成
 2/3〔中小企業以外1/2〕
 (1人1日あたり上限額8,870円(※)、1事業所1年度あたり1,000万円まで)
 (※)雇用保険の基本手当日額の最高額(令和7年8月1日時点)

C. 再就職支援関係の助成金

3 早期再就職支援等助成金

【労働局】

3-Ⅰ 再就職支援コース

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等に対して、再就職を実現するための支援を民間の職業紹介事業者に委託等して行う事業主(再就職が実現した場合に限る)に対して助成

【再就職支援】(1人あたり上限60万円)
 委託費用の1/2〔中小企業以外1/4〕
 支給対象者45歳以上 委託費用の2/3〔中小企業以外1/3〕
 特例区分(※)に該当する場合、委託費用の2/3〔中小企業以外1/3〕
 支給対象者45歳以上 委託費用の4/5〔中小企業以外2/5〕
 訓練を委託した場合、訓練実施に係る費用の2/3
 (以下訓練時間数に応じた助成限度額あり)
 10時間以上100時間未満:15万円〔中小企業以外10万円〕
 100時間以上200時間未満:30万円〔中小企業以外20万円〕
 200時間以上:50万円〔中小企業以外30万円〕
 グループワークを委託した場合、3回以上実施で1万円を加算
 【休暇付与支援】
 日額8,000円〔中小企業以外5,000円〕(上限180日分)
 離職後1か月以内に再就職を実現した場合、1人あたり10万円を加算
 【職業訓練実施支援】教育訓練施設等に訓練を直接委託した場合に助成(経費助成)
 訓練実施に係る費用の3/4(以下訓練時間数に応じた助成限度額あり)
 10時間以上100時間未満:15万円〔中小企業以外10万円〕
 100時間以上200時間未満:30万円〔中小企業以外20万円〕
 200時間以上:50万円〔中小企業以外30万円〕
 (賃金助成) 960円/時〔中小企業以外480円/時〕
 (※)職業紹介事業者との間の委託契約が一定基準に合致し、かつ、対象者が実際に良質な雇用に再就職した場合

3-II 雇入れ支援コース

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者等を離職日の翌日から3か月以内に期間の定めのない労働者として雇入れ、当該労働者の賃金を5%以上上昇させた事業主に対して助成

【早期雇入れ支援】(1年度1事業所あたり500人上限)
 通常助成 1人あたり30万円
 優遇助成(※) 1人あたり40万円
 (※)生産指標等により一定の成長性が認められる事業所の事業主が離職者を雇い入れた場合

D. 転職・再就職拡大支援関係の助成金

3 早期再就職支援等助成金

【労働局】

3-III 中途採用拡大コース

中途採用者の雇用管理制度を整備し、中途採用者の採用を拡大させたいと、雇い入れた中途採用者の賃金を雇入れ前と比較して5%以上上昇させた事業主に対して助成

通常助成 1人あたり20万円(1年度1事業所あたり20人上限)
 加算額(※) 1人あたり10万円を加算
 (※)中途採用者を雇い入れた企業が、
 ・生産指標等により一定の成長性が認められる場合
 ・会社全体の賃金の底上げを行った場合

E. 雇入れ関係の助成金

4 特定求職者雇用開発助成金

【労働局】

4-I 特定就職困難者コース☆

高齢者(60歳以上)であってハローワークまたは民間の職業紹介事業者等において個別支援を受けている者や障害者、母子家庭の母などの就職が特に困難な者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた(※)事業主に対して助成

(※)雇用保険一般被保険者として雇入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることが確実に認められること

【高齢者(60歳以上)、母子家庭の母等】
 1人あたり60万円[中小企業以外50万円]
 短時間労働者(※)は40万円[中小企業以外30万円]
 【身体・知的障害者(重度以外)】
 1人あたり120万円[中小企業以外50万円]
 短時間労働者(※)は80万円[中小企業以外30万円]
 【身体・知的障害者(重度または45歳以上)、精神障害者】
 1人あたり240万円[中小企業以外100万円]
 短時間労働者(※)は80万円[中小企業以外30万円]
 (※)1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者(以下同じ)

4-II 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース

発達障害者または難病患者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた(※)事業主に対して助成

(※)雇用保険一般被保険者として雇入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることが確実に認められること

1人あたり120万円[中小企業以外50万円]
 短時間労働者は80万円[中小企業以外30万円]

4-III 中高年層安定雇用支援コース

いわゆる就職氷河期世代を含む中高年層のうち正規雇用の機会を逃した事等により、十分なキャリア形成がなされず、正規雇用に就くことが困難な者(※)を正規雇用労働者(短時間労働者を除く)として雇い入れた事業主に対して助成

(※)次のいずれにも該当する者
 ①35歳以上60歳未満の者
 ②雇入れ日前直近5年間に正規雇用労働者等として雇用された期間を遡算した期間が1年以下であり、雇入れの日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者等として雇用されたことがない者(自営業者等、助成金の趣旨に合致しないと考えられる者は、この要件を満たした場合であっても助成対象外)
 ③紹介日時時点で失業状態の者または非正規雇用労働者かつ、「ハローワークや職業紹介事業者等において個別支援を受けている者」
 ④正規雇用労働者として雇用されることを希望している者

1人あたり60万円[中小企業以外50万円]

4-IV 生活保護受給者等雇用開発コース

地方公共団体からハローワークに対し就労支援の要請がなされた生活保護受給者等を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた(※)事業主に対して助成

(※)雇用保険一般被保険者として雇入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることが確実に認められること

1人あたり60万円[中小企業以外50万円]
 短時間労働者は40万円[中小企業以外30万円]

5 トライアル雇用助成金

【労働局】

5-I 一般トライアルコース

職業経験、技能、知識の不足等から安定的な就職が困難な求職者(※)を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試行雇用する事業主に対して助成

(※)次の①～⑤のいずれかに該当する者

- ①2年以内に2回以上離職または転職を繰り返している者
- ②離職している期間が1年を超えている者
- ③妊娠、出産または育児を理由として離職した者で、安定した職業に就いていない期間が1年を超えているもの
- ④60歳未満であってハローワーク等において個別支援を受けている者
- ⑤就職支援にあたって特別の配慮を要する以下の者
生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、日雇労働者、季節労働者、中国残留邦人等永住帰国者、ホームレス、住居喪失不安定就労者、生活困窮者、ウクライナ避難民、補完的保護対象者

1人あたり月額最大4万円(最長3か月間)

対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合
月額最大5万円(最長3か月間)

5-II 障害者トライアルコース

就職が困難な障害者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試行雇用を行う事業主に対して助成

【精神障害者の場合】

- ・助成期間:最長6か月
- ・トライアル雇用期間:原則6～12か月
- ・助成額:雇入れから3か月間 → 1人あたり月額最大8万円
- ・助成額:雇入れから4か月以降 → 1人あたり月額最大4万円

【上記以外の場合】

- ・助成期間:最長3か月
- ・トライアル雇用期間:原則3か月。ただし、テレワークによる勤務を行う者は、最大6か月まで延長可能
- ・助成額:1人あたり月額最大4万円

5-III 障害者短時間トライアルコース

直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障害者および発達障害者の求職者について、3か月から12か月の期間をかけながら20時間以上の就業を目指して試行雇用を行う事業主に対して助成

1人あたり月額最大4万円(最長12か月間)

5-IV 若年・女性建設労働者トライアルコース

【リーフレット①】

若年者(35歳未満)または女性を主として建設工事の現場作業または施工管理に従事する者として一定期間試行雇用し、トライアル雇用助成金(一般トライアルコース、障害者トライアルコース)の支給決定を受けた中小建設事業主に対して助成

1人あたり月額最大4万円(最長3か月間)

6 地域雇用開発助成金

【労働局】

6-I 地域雇用開発コース

同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域または特定有人国境離島等地域などにおいて、事業所の設置・整備あるいは創業に伴い、地域求職者等の雇入れを行った事業主に対して助成

事業所の設置・整備費用と対象労働者の増加数等に応じて50～800万円を支給(最大3年間(3回)支給)

なお、中小企業の場合は1回目の支給において支給額の1/2相当額を上乗せした金額を支給し、また創業の場合は1回目の支給において100～1,600万円を支給し、2回目以降は50～800万円を支給

6-II 沖縄若年者雇用促進コース

沖縄県内において、事業所の設置・整備に伴い、沖縄県内居住の35歳未満の若年求職者の雇入れを行った事業主に対して助成

支払った賃金に相当する額の1/3[中小企業以外1/4]

助成対象期間は1年間(定着状況が特に優良な場合は2年間)

定着状況が特に優良な場合の2年目の助成額

支払った賃金に相当する額の1/2[中小企業以外1/3]

7 産業雇用安定助成金

【労働局】

7-I 産業連携人材確保等支援コース

景気の変動、産業構造の変化その他の理由で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、生産性向上に資する取組等を行うため、当該生産性向上に資する取組等に必要新たな人材の雇入れに対して助成

250万円/人[中小企業以外180万円/人]

※一事業主あたり5人までの支給に限る

※雇入れから6か月を支給対象期の第1期、次の6か月を第2期として、6か月ごとに2回に分けて支給

F. 雇用環境の整備関係等の助成金

8 障害者作業施設設置等助成金★

【(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構】

雇い入れるまたは継続して雇用する障害者のために、その障害者の障害特性による就労上の課題を克服する作業施設等の設置・整備を行う事業主に対して助成

支給対象費用の2/3

9 障害者福祉施設設置等助成金★

【(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構】

継続して雇用する障害者のために、その障害者の福祉の増進を図るための福祉施設等の設置・整備を行う事業主または当該事業主が加入している事業主団体に対して助成

支給対象費用の1/3

10 障害者介助等助成金★

【(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構】

雇い入れるまたは継続して雇用する障害者の雇用管理のために、必要な介助者等を配置または委嘱、職場復帰のために必要な職場適応措置等を行う事業主に対して助成

【職場介助者の配置または委嘱】(※)
 【手話通訳、要約筆記等の担当者の配置または委嘱】(※)
 【障害者の雇用管理や能力開発のために必要な専門職の配置または委嘱等】
 【中途障害者や中高年齢障害者に対する技能習得支援の実施】
 【障害者の雇用管理や能力開発措置等を行う専門職の配置または委嘱】
 【障害者の介助等の業務を行う者の資質向上のための措置】
 上記については支給対象費用の3/4を助成
 ※継続措置、中高年齢者等に係る措置に対しても助成(支給対象費用の2/3を助成)

【職場支援員の配置または委嘱】
 ・職場支援員を雇用契約により配置
 1人あたり4万円/月〔中小企業以外3万円/月〕
 ※短時間労働者、特定短時間労働者に対しても助成

・職場支援員を委嘱契約により委嘱
 委嘱による支援1回あたり1万円(4万円/月が上限)
 ※中高年齢者等に係る措置に対しても助成

【職場復帰支援】
 1人あたり6万円/月〔中小企業以外4.5万円/月〕

11 職場適応援助者助成金★

【(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構】

職場適応援助者(※)による援助を必要とする障害者のために、職場適応援助者による支援を実施する事業主に対して助成
 (※)ジョブコーチとも呼ばれ、障害者、事業主および当該障害者の家族に対して障害者の職場適応に関するきめ細かな支援をする者

【職場適応援助者による支援】
 ①訪問型職場適応援助者
 1回の支援時間が4時間以上(精神障害者は3時間以上) 1.8万円/回
 1回の支援時間が4時間未満(精神障害者は3時間未満) 9,000円/回

②企業内籍型職場適応援助者
 <精神障害者の支援> 1人あたり12万円/月〔中小企業以外9万円/月〕
 短時間労働者は、6万円/月〔中小企業以外5万円/月〕
 <精神障害者以外の支援> 1人あたり8万円/月〔中小企業以外6万円/月〕
 短時間労働者は、4万円/月〔中小企業以外3万円/月〕
 ※特定短時間労働者に対しても助成

【職場適応援助者養成研修】 職場適応援助者養成研修の受講料の1/2

12 重度障害者等通勤対策助成金★

【(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構】

雇い入れるまたは継続して雇用する障害者のために、その障害者の障害特性に応じ通勤を容易にするための措置(住宅の賃借・通勤援助者の委嘱等)を行う事業主に対して助成

支給対象費用の3/4

13 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金★

【(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構】

重度障害者を多数継続して雇用(※)し、これらの障害者のために事業施設等の整備等を行う事業主に対して助成
 (※)重度障害者を1年を超えて10人以上継続して雇用し、継続して雇用している労働者数に占める重度障害者の割合が20%以上であること

支給対象費用の2/3(特例の場合3/4)

14 障害者雇用相談援助助成金★

【(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構】

事業主に対し、障害者の雇入れおよびその雇用の継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する援助の事業を行う事業者に対して助成

1事業主への支援につき、60万円/回(※80万円)
 加えて、実施した事業により対象障害者を雇い入れかつ雇用が継続された場合は、7.5万円/人(※10万円)
 (※)中小企業事業主または除外率設定業種の事業主に対する支援の場合

15 人材確保等支援助成金

【労働局】

15-I 雇用管理制度・雇用環境整備助成コース

| | |
|---|---|
| <p>①雇用管理制度(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)または②業務負担軽減機器等(従業員の直接的な作業負担を軽減する機器・設備等)の導入を通じて従業員の離職率の低下に取り組む事業主に対して助成</p> | <p>①の場合、導入・実施した制度に応じて助成 賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度: 40万円 <50万円> 職場活性化制度、健康づくり制度: 20万円 <25万円> ※上限額:合計80万円 <100万円></p> <p>②の場合、導入・使用した機器・設備等に係る経費の1/2 ※上限額:合計150万円<187.5万円または225万円> <62.5/100または75/100></p> |
|---|---|

15-II 中小企業団体助成コース

| | |
|---|---|
| <p>都道府県知事に改善計画の認定を受けた事業主団体であって、その構成員である中小企業の人材確保や従業員の職場定着を支援するための事業を行う事業主団体に対して助成</p> | <p>事業の実施に要した支給対象経費の2/3 大規模認定組合等(構成中小企業者数500以上) 上限1,000万円 中規模認定組合等(同100以上500未満) 上限 800万円 小規模認定組合等(同100未満) 上限 600万円</p> |
|---|---|

15-III 建設キャリアアップシステム等活用促進コース

【リーフレット②】

| | |
|---|---|
| <p>①雇用する全ての技能者について、建設キャリアアップシステム(CCUS)の技能者登録を行い、能力評価によりレベルが上がった技能者の賃金を5%以上増加させた中小建設事業主に対して助成</p> <p>②中小構成員等(※)に対し、技能者登録料、事業者登録料、レベル判定手数料または見える化評価手数料の全部または一部を補助する事業を実施した建設事業主団体に対して助成</p> <p>(※)建設事業主団体の構成員である中小建設事業主等のほか、当該構成員と元下関係にある中小建設事業主等</p> | <p>①雇用管理改善促進事業 要件に該当する技能者1名につき16万円 ※上限:一事業年度につき160万円</p> <p>②普及促進事業 (中小建設事業主団体) 支給対象経費の2/3 (中小建設事業主団体以外の建設事業主団体) 支給対象経費の1/2 ※上限:一事業年度につき 全国団体:3,000万円 都道府県団体:2,000万円 地域団体:1,000万円</p> |
|---|---|

15-IV 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)

【リーフレット③④】

| | |
|---|--|
| <p>①現場見学会、体験学習、入職内定者への教育訓練、雇用管理に必要な知識に関する研修の受講・実施など、若年および女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った建設事業主または建設事業主団体</p> <p>②建設工事における作業についての訓練を推進する活動を行った広域的職業訓練を実施する職業訓練法人に対して助成</p> | <p>①の場合 【建設事業主】 (中小建設事業主) 支給対象経費の3/5<3/20> (中小建設事業主以外の建設事業主) 支給対象経費の9/20<3/20> ※雇用管理研修等を受講させた場合、1人あたり日額9,500円(最長6日間)</p> <p>【建設事業主団体】 (中小建設事業主団体) 支給対象経費の2/3 (中小建設事業主団体以外の建設事業主団体) 支給対象経費の1/2</p> <p>②の場合 支給対象経費の2/3</p> |
|---|--|

15-V 作業員宿舎等設置助成コース(建設分野)

【リーフレット⑤⑥】

| | |
|--|--|
| <p>①自ら施工管理する建設工事現場に女性専用作業員施設(トイレ、更衣室等)を賃借した中小元方建設事業主</p> <p>②認定訓練の実施に必要な施設や設備の設置または整備を行った広域的職業訓練を実施する職業訓練法人</p> <p>③被災地域(石川県)に所在する工事現場のための作業員宿舎、作業員施設、賃貸住宅を賃借した中小建設事業主に対して助成</p> | <p>①の場合 支給対象経費の3/5<3/20></p> <p>②の場合 支給対象経費の1/2</p> <p>③の場合 作業員宿舎:建設労働者の数×25万円 賃貸住宅、作業員施設:支給対象経費の2/3</p> |
|--|--|

15-VI 外国人労働者就労環境整備助成コース

| | |
|---|---|
| <p>外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備(就業規則等の多言語化など)を通じて、外国人労働者の職場定着に取り組む事業主に対して助成</p> | <p>以下、実施した措置に応じて助成(上限額:80万円) 【雇用労務責任者の選任】20万円 【就業規則等の多言語化】20万円 【苦情・相談体制の整備】20万円 【一時帰国のための休暇制度の整備】20万円 【社内マニュアル・標識類等の多言語化】20万円</p> |
|---|---|

15-VII テレワークコース

| | |
|--|--|
| <p>テレワーク勤務に関する制度を整備し、テレワークを可能としたり、実施を拡大する取組を行う事業主に対して助成 所定のテレワーク実績基準および離職率目標を満たした事業主に対して助成</p> | <p>【制度導入助成】20万円 【目標達成助成】10万円(賃金要件を満たした場合は15万円)</p> |
|--|--|

16 通年雇用助成金

【労働局】

| | |
|---|---|
| <p>北海道、東北地方等の積雪または寒冷の度が特に高い地域において、冬期間に離職を余儀なくされる季節労働者を通年雇用した事業主に対して助成</p> | <p>【事業所内就業、事業所外就業※】 支払った賃金の2/3(第1回目)(上限額:71万円) 支払った賃金の1/2(第2～3回目)(上限額:54万円)</p> <p>【休業※】 休業手当と賃金の1/2(第1回目)、1/3(第2回目) (上限額:71万円または54万円)</p> <p>【業務転換※】 支払った賃金の1/3(上限額:71万円)</p> <p>【職業訓練】 支給対象経費の1/2(季節的業務)(上限額:対象労働者1人あたり3万円) 支給対象経費の2/3(季節的業務以外)(上限額:対象労働者1人あたり4万円)</p> <p>【新分野進出】 支給対象経費の1/10 (上限額:500万円)</p> <p>【季節トライアル雇用】 支払った賃金の1/2(減額あり)(上限額:71万円) (※)対象期間に季節労働者を指定地域外に就労させ、その移動に要する経費を事業主が負担した場合には、交通費等の経費(往復)に対し助成(移動距離に応じて上限あり)</p> |
|---|---|

17 65歳超雇用推進助成金

【(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構】

17-I 65歳超継続雇用促進コース

| | |
|--|---|
| <p>65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止、66歳以上への継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施した事業主に対して助成(①～⑥) 他社による継続雇用制度の導入を行う送出し事業主が、受入れ事業主の就業規則改正等に必要経費をすべて負担した場合、送出し事業主に対して助成(⑦、⑧)</p> | <p>【①65歳への定年の引上げ】 15～30万円 【②66歳～69歳への定年の引上げ】 25～135万円 【③70歳以上の定年の引上げ】 45～140万円 【④定年の定め廃止】 60～240万円 【⑤66歳～69歳の年齢まで継続雇用する制度の導入】 20～90万円 【⑥70歳以上の年齢まで継続雇用する制度の導入】 36～130万円 【⑦他社による66歳～69歳の年齢まで継続雇用する制度の導入】 16～70万円 【⑧他社による70歳以上の年齢まで継続雇用する制度の導入】 30～105万円 ※措置の内容や定年等の年齢の引上げ幅、60歳以上の雇用保険被保険者数に応じて支給</p> |
|--|---|

17-II 高齢者評価制度等雇用管理改善コース

| | |
|---|---|
| <p>高齢者の雇用機会を増大するための雇用管理制度の見直し・導入や健康診断を実施するための制度を導入するなど、高齢者の雇用環境を整備した事業主に対して助成</p> | <p>【高齢者の職業能力を評価する仕組みを活用した賃金・人事処遇制度の導入・改善】 60万円〔中小企業以外45万円〕 【その他高齢者向けの雇用管理制度の導入・改善】 30万円〔中小企業以外23万円〕 【制度の導入・改善に伴う機器等の整備】 支給対象経費の60%〔中小企業以外45%〕 ※上限額30万円〔中小企業以外23万円〕</p> |
|---|---|

17-III 高齢者無期雇用転換コース

| | |
|---|-------------------------------|
| <p>50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に対して助成</p> | <p>1人あたり40万円〔中小企業以外は30万円〕</p> |
|---|-------------------------------|

18 キャリアアップ助成金

【労働局】

18-I 正社員化コース

| | |
|--|--|
| <p>有期雇用労働者等を正社員転換(※)した事業主に対して助成 (※)正社員には「多様な正社員(勤務地限定・職務限定・短時間正社員)」を含む</p> | <p>(1)支給額 【重点支援対象者(※)の場合】 ①【有期→正規】1人あたり80万円〔中小企業以外60万円〕 ②【無期→正規】1人あたり40万円〔中小企業以外30万円〕 ※ a:雇入れから3年以上の有期雇用労働者 b:雇入れから3年未満で、次のア・イいずれにも該当する有期雇用労働者 ア 過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以下 イ 過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない c:派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定訓練修了者 【重点支援対象者以外の場合】 ③【有期→正規】1人あたり40万円〔中小企業以外30万円〕 ④【無期→正規】1人あたり20万円〔中小企業以外15万円〕</p> <p>(2)加算額 ・通常の正社員への転換制度または直接雇用制度を新たに規定し、転換等した場合 1事業所あたり20万円〔中小企業以外15万円〕加算 ・勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定し、転換等した場合 1事業所あたり40万円〔中小企業以外30万円〕加算 ・正規雇用労働者等への転換等に係る所定の情報を自ら管理するウェブサイトまたは職場情報総合サイト(しよくばらぼ)に公表した場合 1事業所あたり20万円〔中小企業以外15万円〕加算</p> |
|--|--|

18-II 障害者正社員化コース

| | |
|---|--|
| <p>障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した事業主に対して助成</p> | <p>【重度身体障害者、重度知的障害者および精神障害者の場合】 ①【有期→正規】1人あたり120万円〔中小企業以外90万円〕 ②【有期→無期】1人あたり60万円〔中小企業以外45万円〕 ③【無期→正規】1人あたり60万円〔中小企業以外45万円〕</p> <p>【重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者、発達障害者、難病患者、高次脳機能障害と診断された者の場合】 ①【有期→正規】1人あたり90万円〔中小企業以外67.5万円〕 ②【有期→無期】1人あたり45万円〔中小企業以外33万円〕 ③【無期→正規】1人あたり45万円〔中小企業以外33万円〕 ※当該額が対象労働者に対する賃金の額を超える場合には、当該賃金の総額を上限額として支給する</p> |
|---|--|

18-III 賃金規定等改定コース

| | |
|---|--|
| <p>有期雇用労働者等の賃金規定等を増額改定(※)し、昇給させた事業主に対して助成 (※)賃金規定等を3%以上増額改定</p> | <p>①【3%以上4%未満増額改定】1人あたり4万円〔中小企業以外2.6万円〕 ②【4%以上5%未満増額改定】1人あたり5万円〔中小企業以外3.3万円〕 ③【5%以上6%未満増額改定】1人あたり6.5万円〔中小企業以外4.3万円〕 ④【6%以上増額改定】1人あたり7万円〔中小企業以外4.6万円〕 ※職務評価を活用して増額改定を行った場合 1事業所あたり20万円〔中小企業以外15万円〕加算 ※昇給制度を新たに設けた場合 1事業所あたり20万円〔中小企業以外15万円〕加算</p> |
|---|--|

18-IV 賃金規定等共通化コース

| | |
|---|--------------------------------|
| <p>有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した事業主に対して助成</p> | <p>1事業所あたり60万円〔中小企業以外45万円〕</p> |
|---|--------------------------------|

18-V 賞与・退職金制度導入コース

| | |
|---|---|
| <p>有期雇用労働者等に賞与・退職金制度を導入し、支給または積立てを実施した事業主に対して助成</p> | <p>1事業所あたり40万円〔中小企業以外30万円〕 ※同時に導入した場合に、16.8万円〔中小企業以外12.6万円〕加算</p> |
|---|---|

18-VI 短時間労働者労働時間延長支援コース

| | |
|---|--|
| <p>短時間労働者を新たに社会保険の被保険者とする際に、当該労働者の収入を増加させる取組として、週所定労働時間を延長することによって処遇改善を図った事業主に対して助成 または、短時間労働者の週所定労働時間を延長することによって処遇改善を図り、当該労働者を新たに社会保険の被保険者とした事業主に対して助成</p> | <p>【1年目の取組:短時間労働者が新たに社会保険の適用となる際に、労働時間の延長等により労働者の収入を増加させる場合】 1人あたり40万円〔小規模企業50万円、大企業30万円〕</p> <p>【2年目の取組:1年目の取組後、短時間労働者に、①労働時間を更に2時間以上延長 ②基本給を更に5%以上増加または昇給、賞与もしくは退職金制度の適用のいずれかの取組を行った場合】 1人あたり20万円〔小規模企業25万円、大企業15万円〕</p> |
|---|--|

G. 仕事と家庭の両立支援関係等の助成金

19 両立支援等助成金

【労働局】

19-I 出生時両立支援コース(子育て/パパ支援助成金)

①男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、子の出生後8週間以内に開始する育児休業を取得した男性労働者が生じた中小企業事業主に対して助成

②男性労働者の育児休業取得率が、申請年度の前年度を基準として30%以上上昇し、50%以上となった特定事業主や、一定の場合に2年連続70%以上となった特定事業主に対して助成

①男性労働者の育児休業取得 1人目 20万円 2~3人目 10万円
※1人目の育休取得前に雇用環境整備措置を4つ以上実施している場合 1人目に10万円を加算

②男性労働者の育児休業取得率の上昇等 60万円
※対象事業主がプラチナくるみん認定事業主であった場合15万円を加算
※1事業主1回限り

※①②の対象事業主が自社の育児休業等の取得状況に関する情報を「両立支援のひろば」サイト上で公表した場合 2万円を加算(19-III、IV、Vにおいて同じ。1事業主1回限り)

19-II 介護離職防止支援コース

①介護支援プランを策定し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組み、介護休業を取得した労働者が生じた中小企業事業主に対して助成

②仕事と介護との両立に資する制度(介護両立支援制度)の利用者が生じた中小企業事業主に対して助成

③介護休業や短時間勤務を行う労働者の業務を代替する体制の整備を行った中小企業事業主に対して助成

④有給の介護休暇制度を導入し、労働者に利用させた中小企業事業主に対して助成

①介護休業 40万円(連続5日以上利用。連続15日以上利用の場合は60万円)

②介護両立支援制度 制度を1つ導入、1つ利用 20万円(30万円)
制度を2つ以上導入、1つ利用 25万円(40万円)
※20日以上利用。()は60日以上利用の場合。

③業務代替支援 新規雇用 20万円(30万円)
手当支給等(介護休業) 5万円(10万円)
手当支給等(短時間勤務) 3万円
※5日以上利用。()は15日以上取得・利用の場合。短時間勤務は15日以上利用の場合のみ

④介護休暇制度有給化支援 30万円(10日以上有給休暇を付与する場合は50万円)
※仕事と介護を両立しやすい雇用環境整備を行った場合①~③に10万円加算(1事業主1回限り)
※①②の制度利用者が有期雇用労働者の場合は10万円加算
※①~③それぞれ、1事業主あたり5人まで支給、④は1事業主1回限り

19-III 育児休業等支援コース

育児復帰支援プランを策定し、プランに基づき労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、育児休業を取得した労働者が生じた中小企業事業主に対して助成

①育休取得時 30万円
②職場復帰時 30万円
※1事業主あたり雇用期間の定めのない労働者1人、有期雇用労働者1人の計2人まで支給

19-IV 育休中等業務代替支援コース

①育児休業取得者の業務を代替する周囲の労働者への手当支給等の取組を行った事業主に対して助成

②育児のための短時間勤務制度利用者の業務を代替する周囲の労働者への手当支給等の取組を行った事業主に対して助成

③育児休業取得者の代替要員の新規雇用を行った特定事業主等に対して助成

①手当支給等(育児休業) ・業務体制整備経費:6万円(育休1月未満 2万円)
・業務代替手当:支給額の3/4<<4/5>>
※上限10万円/月、24か月まで

②手当支給等(短時間勤務) ・業務体制整備経費:3万円
・業務代替手当:支給額の3/4
※上限3万円/月、子が3歳になるまで

③新規雇用(育児休業) 代替期間に応じた額を支給
・最短:7日以上:9万円<<11万円>>
・最長:1年以上:81万円<<99万円>>
※業務体制整備経費は1事業主1回限り。労務コンサルを外部の専門業者に委託した場合20万円
※<<>内はプラチナくるみん認定事業主の助成額・助成率
※育休取得者/制度利用者が有期雇用労働者の場合 ①~③に10万円加算(代替期間1か月以上の場合のみ)

19-V 柔軟な働き方選択制度等支援コース

①育児中の労働者が利用できる柔軟な働き方に関する制度を3つ以上導入したうえで、労働者が制度を利用した中小企業事業主に対して助成

②有給の子の看護等休暇制度を導入し、労働者が利用した中小企業事業主に対して助成

①制度を3つ(4つ以上)導入し、利用者が生じた場合 20万円[25万円]
②法を上回る有給の子の看護等休暇の整備 30万円
※①②について中学校修了前の子を養育する労働者が利用できる措置とした場合に20万円加算(1事業主1回限り)
※①②について年度末までに18歳になる障害児等を養育する労働者が利用できる措置とした場合に20万円加算(1事業主1回限り)

19-VI 事業所内保育施設コース

労働者のための保育施設を事業所内に設置、運営などを行う事業主・事業主団体に対してその費用の一部を助成
※平成28年4月1日以降、新規申請受付を停止しています

【設置費】 設置費用の2/3[中小企業以外1/3]
※上限2,300万円[中小企業以外1,500万円]

【運営費】 年間の1日平均保育乳幼児1人あたり 年額45万円[中小企業以外34万円]
※上限1,800万円 [中小企業以外1,360万円]

【増築または建替費】
増築費用の1/2[中小企業以外1/3] ※上限1,150万円[中小企業以外750万円]
建替費費用の1/2[中小企業以外1/3] ※上限2,300万円[中小企業以外1,500万円]

19-VII 不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース

不妊治療、月経や更年期といった女性の健康課題に対応するために両立支援制度を利用しやすい環境整備に取り組み、就業規則等に基づき制度を利用させた中小企業事業主に対して助成

・不妊治療のための両立支援制度を導入し、利用者が生じた場合 30万円
・月経に起因する症状への対応のための支援制度を導入し、利用者が生じた場合 30万円
・更年期における心身の不調への対応のための支援制度を導入し、利用者が生じた場合 30万円
※1事業主あたり 各1回限り

H. 人材開発関係の助成金

20 人材開発支援助成金

【労働局】

20-I 人材育成支援コース

| | |
|---|---|
| <p>雇用する労働者に対し、</p> <p>①10時間以上のOFF-JT、</p> <p>②中核人材を育てるために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた6ヶ月以上の訓練、</p> <p>③中高年齢者を対象としたOJTとOFF-JTを組み合わせた2ヶ月以上の訓練、</p> <p>④有期契約労働者等の正社員転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた2ヶ月以上の訓練を行った事業主等に対して助成</p> | <p>【賃金助成】 1人1時間あたり800円<200円>〔中小企業以外400円<100円>〕</p> <p>【経費助成】</p> <p>①の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正規雇用労働者 実費相当額の45%<15%>〔中小企業以外30%<15%>〕 ・非正規雇用労働者 実費相当額の70%<15%> <p>②の場合 実費相当額の45%<15%>〔中小企業以外30%<15%>〕</p> <p>③の場合 実費相当額の60%<15%>〔中小企業以外45%<15%>〕</p> <p>④の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正社員化した場合 実費相当額の75%<25%> <p>【OJT実施(定額)助成】</p> <p>②の場合 1人1訓練あたり20万円<5万円>〔中小企業以外11万円<3万円>〕</p> <p>③④の場合 1人1訓練あたり10万円<3万円>〔中小企業以外9万円<3万円>〕</p> <p>※<>内は、訓練終了後、労働者に毎月決まって支払われる賃金を5%以上増額させた場合や、資格等手当の支払を就業規則等に規定したうえで、訓練終了後に訓練受講者に対して当該手当を支払うことにより賃金が3%以上増額している場合に加算</p> |
|---|---|

20-II 教育訓練休暇等付与コース

| | |
|---|--|
| <p>有給の教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成</p> | <p>【定額助成】 30万円<6万円></p> <p>※<>内は、訓練終了後、労働者に毎月決まって支払われる賃金を5%以上増額させた場合や、資格等手当の支払を就業規則等に規定したうえで、訓練終了後に訓練受講者に対して当該手当を支払うことにより賃金が3%以上増額している場合に加算</p> |
|---|--|

20-III 建設労働者認定訓練コース

【リーフレット⑦】

| | |
|---|---|
| <p>①職業能力開発促進法による認定訓練を行った中小建設事業主または中小建設事業主団体(※1)、</p> <p>②雇用する建設労働者に認定訓練を受講させた中小建設事業主(※2)に対して助成</p> <p>(※1)広域団体認定訓練助成金の支給または認定訓練助成事業費補助金の交付を受けた中小建設事業主または中小建設事業主団体に限る</p> <p>(※2)人材開発支援助成金(人材育成支援コース)の支給決定を受けた中小建設事業主に限る</p> | <p>【経費助成】</p> <p>①の場合、広域団体認定訓練助成金の支給または認定訓練助成事業費補助金における助成対象経費の1/6</p> <p>【賃金助成】</p> <p>②の場合、1人あたり日額3,800円<1,000円></p> <p>※<>内は、訓練終了後、労働者に毎月決まって支払われる賃金を5%以上増額させた場合や、資格等手当の支払を就業規則等に規定したうえで、訓練終了後に訓練受講者に対して当該手当を支払うことにより賃金が3%以上増額している場合に加算</p> |
|---|---|

20-IV 建設労働者技能実習コース

【リーフレット⑧】

| | |
|--|---|
| <p>雇用する建設労働者に、労働安全衛生法に基づく特別教育・安全衛生教育・教習・技能講習や、建設業法施行規則に基づく登録機関技能講習などのうち、建設工事における作業に直接関連する実習を受講させた建設事業主または建設事業主団体に対して助成</p> | <p>【経費助成(建設事業主)】</p> <p>(20人以下の中小建設事業主) 支給対象費用の3/4<3/20></p> <p>(21人以上の中小建設事業主) 35歳未満 支給対象費用の7/10<3/20></p> <p>35歳以上 支給対象費用の9/20<3/20></p> <p>(中小建設事業主以外の建設事業主) 支給対象費用の3/5(※1)<3/20></p> <p>(※1)女性の建設労働者に技能実習を受講させた場合に限る</p> <p>【経費助成(建設事業主団体)】</p> <p>(中小建設事業主団体) 支給対象費用の4/5</p> <p>(中小建設事業主団体以外の建設事業主団体) 支給対象費用の2/3(※1)</p> <p>【賃金助成】(最長20日間)</p> <p>(20人以下の中小建設事業主) 1人あたり日額9,500円(10,450円(※2))<2,000円></p> <p>(21人以上の中小建設事業主) 1人あたり日額8,550円(9,405円(※2))<1,750円></p> <p>(※2)建設キャリアアップシステム技能者情報登録者の場合</p> <p>※<>内は、訓練終了後、労働者に毎月決まって支払われる賃金を5%以上増額させた場合や、資格等手当の支払を就業規則等に規定したうえで、訓練終了後に訓練受講者に対して当該手当を支払うことにより賃金が3%以上増額している場合に加算</p> |
|--|---|

20-V 人への投資促進コース

| | |
|--|--|
| <p>雇用する労働者に対し、</p> <p>①(1)高度デジタル人材の育成のための訓練や (2)大学院での訓練</p> <p>②OFF-JT+OJTを組み合わせた6ヶ月以上の訓練 (IT分野関連の訓練)</p> <p>③定額制訓練(サブスクリプション型の研修サービス)による訓練</p> <p>④労働者の自発的な訓練費用を事業主が負担する訓練</p> <p>⑤長期教育訓練休暇等制度の導入等 を実施した場合に助成</p> | <p>①の場合 【経費助成】 (1)実費相当額の75%〔中小企業以外60%〕 (2)実費相当額の75%</p> <p>【賃金助成】 (1)1人1時間あたり1,000円〔中小企業以外500円〕 (2)1人1時間あたり1,000円(国内の大学院での訓練のみ対象)</p> <p>②の場合 【経費助成】 実費相当額の60%<15%>〔中小企業以外45%<15%>〕 【賃金助成】 1人1時間あたり800円<200円>〔中小企業以外400円<100円>〕 【OJT実施(定額)助成】 1人1訓練あたり20万円<5万円>〔中小企業以外11万円<3万円>〕</p> <p>③の場合 【経費助成】 実費相当額の60%<15%>〔中小企業以外45%<15%>〕</p> <p>④の場合 【経費助成】 実費相当額の45%<15%></p> <p>⑤の場合 【制度導入助成】 20万円<4万円> 【賃金助成】 1人1時間あたり1,000円〔中小企業以外800円<200円>〕 (有給の休暇を取得させた場合のみ対象) 【職務代行助成】 長期教育訓練休暇を取得する職員の業務代替者に支給した手当の総額の75%(16万円/月が上限) 【新規採用助成】 長期教育訓練休暇を取得する職員の代替要員を新規雇用(派遣受入れ含む)により確保した場合に助成 30日以上90日未満 27万円 90日以上180日未満 45万円 180日以上 67.5万円</p> <p>※<>内は、訓練終了後、労働者に毎月決まって支払われる賃金を5%以上増額させた場合や、資格等手当の支払を就業規則等に規定したうえで、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を支払うことにより賃金が3%以上増額している場合に加算</p> |
|--|--|

20-VI 事業展開等リスクリング支援コース

【リーフレット⑨活用事例あり】

| | |
|--|--|
| <p>事業展開等に伴い新たな分野で必要となる知識や技能、企業内の人事および人材育成に関する計画に基づき今後従事することが予定される職務に関連する知識や技能を習得させるための訓練を実施した場合に助成</p> | <p>【経費助成】 実費相当額の75%〔中小企業以外60%〕 【賃金助成】 1人1時間あたり1,000円〔中小企業以外500円〕 【設備投資加算】 実費相当額の50%〔中小企業に限る〕</p> |
|--|--|

21 障害者能力開発助成金★

【(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構】

| | |
|---------------------------------------|--|
| <p>障害者に対して能力開発訓練事業を実施する事業主等に対して助成</p> | <p>【施設設置費】 支給対象費用の3/4 【運営費】 支給対象費用の3/4(重度障害者等は4/5)</p> |
|---------------------------------------|--|

22 職場適応訓練費

【労働局】

| | |
|--|--|
| <p>都道府県労働局長の委託を受けて職場適応訓練を実施した事業主に対して助成 ※職場適応訓練費は、雇用関係助成金とは異なりますが、事業主拠出の雇用保険二事業を財源とする制度です</p> | <p>【一般の職場適応訓練(月額)】 2.4万円(重度の障害者以外) 2.5万円(重度の障害者) 【短期の職場適応訓練(日額)】 960円(重度の障害者以外) 1,000円(重度の障害者)</p> |
|--|--|

雇用関係助成金に関する主なお問い合わせ先一覧

※助成金ごとに連絡先が異なりますので、下記リンク先をご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/toiawase2.html



| 都道府県 労働局 | 主なお問い合わせ先 (※申請先は異なる場合があります) | 電話番号 | その他のお問い合わせ先 | 電話番号 |
|-------------|--------------------------------|--------------|--|------------------------------|
| 北海道 | 雇用助成金さっぽろセンター、各ハローワーク | 北海道労働局HP参照 | 職業対策課、訓練課、雇用環境・均等部 企画課 | 北海道労働局HP参照 |
| 青森 | 職業対策課、各ハローワーク | 青森労働局HP参照 | 雇用環境・均等室 (両立支援等助成金) | 017-734-6651 |
| 岩手 | 職業対策課 助成金センター | 019-606-3285 | 雇用環境・均等室 (両立支援等助成金) | 019-604-3010 |
| 宮城 | 職業対策課 助成金センター | 022-299-8063 | 雇用環境・均等室 (両立支援等助成金) | 022-299-8844 |
| 秋田 | 職業対策課 | 018-883-0006 | 雇用環境・均等室 (両立支援等助成金) | 018-862-6684 |
| 山形 | 助成金センター、各ハローワーク | 山形労働局HP参照 | 雇用環境・均等室 (両立支援等助成金) | 023-624-8228 |
| 福島 | 職業対策課助成金センター、各ハローワーク | 福島労働局HP参照 | 職業対策課、雇用環境・均等室(両立支援等助成金) | 福島労働局HP参照 |
| 茨城 | 職業対策課 助成金事務センター | 029-297-7235 | 助成金事務センター (両立支援等助成金) | 029-246-6371 |
| 栃木 | 職業対策課分室 (助成金事務センター) | 028-614-2263 | 雇用環境・均等室 (両立支援等助成金) | 028-633-2795 |
| 群馬 | 職業対策課 | 027-210-5008 | 雇用環境・均等室 (両立支援等助成金) | 027-896-4739 |
| 埼玉 | 各ハローワーク | 埼玉労働局HP参照 | 職業対策課 助成金センター 雇用環境・均等部 企画課 (両立支援等助成金) | 048-600-6217 048-600-6210 |
| 千葉 | 職業対策課 | 千葉労働局HP参照 | 職業対策課分室 雇用環境・均等室 (両立支援等助成金) | 043-441-5678 043-306-1860 |
| 東京 | 各ハローワーク | 東京労働局HP参照 | 雇用環境・均等部 企画課 (両立支援等助成金) 助成金事務センター(両立支援等助成金以外) | 東京労働局HP参照 |
| 神奈川 | 職業対策課 神奈川助成金センター | 神奈川労働局HP参照 | 雇用環境・均等部 企画課(両立支援等助成金) | 045-211-7357 |
| 新潟 | 職業対策課 助成金センター | 025-278-7181 | 雇用環境・均等室 | 025-288-3527 |
| 富山 | 職業対策課 助成金センター | 076-432-9162 | 職業対策課、訓練課、雇用環境・均等室 | 富山労働局HP参照 |
| 石川 | 職業対策課 | 076-265-4428 | 雇用環境・均等室 (両立支援等助成金) | 076-265-4429 |
| 福井 | 職業安定部 助成金センター | 0776-22-2683 | 雇用環境・均等室 (両立支援等助成金) | 0776-22-0221 |
| 山梨 | 職業対策課 | 055-225-2858 | 雇用環境・均等室 (両立支援等助成金) | 055-225-2851 |
| 長野 | 職業対策課、各ハローワーク | 長野労働局HP参照 | 雇用環境・均等室 (両立支援等助成金) | 026-223-0560 |
| 岐阜 | 職業対策課 助成金センター | 058-263-5650 | 雇用環境・均等室 (両立支援等助成金) | 058-245-1550 |
| 静岡 | 職業対策課、助成金センター | 静岡労働局HP参照 | 雇用環境・均等室 (両立支援等助成金) | 054-254-6320 |
| 愛知 | あいち雇用助成室 | 愛知労働局HP参照 | 雇用環境・均等部 企画課 (両立支援等助成金) | 愛知労働局HP参照 |
| 三重 | 職業対策課 助成金室 | 三重労働局HP参照 | 雇用環境・均等室 (両立支援等助成金) | 059-261-2978 |
| 滋賀 | 助成金センター | 077-526-8251 | 職業対策課 雇用環境・均等室 (両立支援等助成金) | 077-526-8686 077-523-1190 |
| 京都 | 助成金センター、各ハローワーク | 京都労働局HP参照 | 雇用環境・均等室 (両立支援等助成金) | 075-275-8087 |
| 大阪 | 大阪労働局助成金センター | 06-7669-8900 | 雇用環境・均等部 企画課 (両立支援等助成金) | 06-6941-4630 |
| 兵庫 | ハローワーク助成金デスク | 078-221-5440 | 雇用環境・均等部 企画課 | 078-367-0700 |
| 奈良 | 助成金センター | 0742-35-6336 | 雇用環境・均等室 (両立支援等助成金) | 0742-32-0210 |
| 和歌山 | 職業対策課 | 073-488-1161 | 雇用環境・均等室 (両立支援等助成金) | 073-488-1101 |
| 鳥取 | 職業対策課、各ハローワーク | 鳥取労働局HP参照 | 職業対策課 雇用環境・均等室 (両立支援等助成金) | 0857-29-1708 0857-29-1701 |
| 島根 | 助成金相談センター | 0852-20-7029 | 雇用環境・均等室 (両立支援等助成金) | 0852-20-7007 |
| 岡山 | 職業対策課 助成金事務室 | 086-238-5301 | 雇用環境・均等室 (両立支援等助成金) | 086-224-7639 |
| 広島 | 職業対策課、各ハローワーク | 広島労働局HP参照 | 雇用環境・均等室 (両立支援等助成金) | 082-221-9247 |
| 山口 | 山口労働局助成金センター | 083-902-1564 | 雇用環境・均等室 (両立支援等助成金) | 087-823-0505 |
| 徳島 | 助成金センター、各ハローワーク | 徳島労働局HP参照 | 雇用環境・均等室 (両立支援等助成金) | 088-652-2718 |
| 香川 | 助成金センター | 087-823-0505 | 助成金センター (両立支援等助成金) | 087-823-0505 |
| 愛媛 | 職業対策課分室 (助成金センター) | 089-987-6370 | 職業対策課、雇用環境・均等室 | 愛媛労働局HP参照 |
| 高知 | 高知労働局助成金センター | 088-878-5328 | 雇用環境・均等室 (両立支援等助成金) | 088-885-6041 |
| 福岡 | 福岡助成金センター | 092-411-4701 | 雇用環境・均等部 企画課 | 092-411-4717 |
| 佐賀 | 職業対策課 | 0952-32-7173 | 雇用環境・均等室 (両立支援等助成金) | 0952-32-7218 |
| 長崎 | 職業対策課 | 095-801-0042 | 雇用環境・均等室 (両立支援等助成金) | 095-801-0050 |
| 熊本 | 職業対策課、助成金センター | 熊本労働局HP参照 | 雇用環境・均等室 (両立支援等助成金) | 熊本労働局HP参照 |
| 大分 | 大分助成金センター | 097-535-2100 | 雇用環境・均等室 (両立支援等助成金) | 097-532-4025 |
| 宮崎 | 宮崎労働局 助成金センター | 0985-62-3125 | 雇用環境・均等室 (両立支援等助成金) | 0985-38-8821 |
| 鹿児島 | 職業対策課 | 099-219-8712 | 雇用環境・均等室 | 099-222-8446 |
| 沖縄 | 沖縄助成金センター | 098-868-1606 | 雇用環境・均等室 (両立支援等助成金) | 098-868-4403 |

障害者雇用納付金制度の助成金、65歳超雇用推進助成金のお問い合わせ先一覧

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 都道府県支部 高齢・障害者業務課等

| 都道府県 | 所在地 | 電話番号 |
|------|---|--------------|
| 北海道 | 〒063-0804 札幌市西区二十四軒4条1-4-1 北海道職業能力開発促進センター内 | 011-622-3351 |
| 青森 | 〒030-0822 青森市中央3-20-2 青森職業能力開発促進センター内 | 017-721-2125 |
| 岩手 | 〒020-0024 盛岡市菜園1-12-18 盛岡菜園センタービル3階 | 019-654-2081 |
| 宮城 | 〒985-8550 多賀城市明月2-2-1 宮城職業能力開発促進センター内 | 022-361-6288 |
| 秋田 | 〒010-0101 湯上市天王字上北野4-143 秋田職業能力開発促進センター内 | 018-872-1801 |
| 山形 | 〒990-2161 山形市漆山1954 山形職業能力開発促進センター内 | 023-674-9567 |
| 福島 | 〒960-8054 福島市三河北町7-14 福島職業能力開発促進センター内 | 024-526-1510 |
| 茨城 | 〒310-0803 水戸市城南1-4-7 第5プリンスビル5階 | 029-300-1215 |
| 栃木 | 〒320-0072 宇都宮市若草1-4-23 栃木職業能力開発促進センター内 | 028-650-6226 |
| 群馬 | 〒379-2154 前橋市天川大島町130-1 ハローワーク前橋3階 | 027-287-1511 |
| 埼玉 | 〒336-0931 さいたま市緑区原山2-18-8 埼玉職業能力開発促進センター内 | 048-813-1112 |
| 千葉 | 〒263-0004 千葉市稲毛区六方町274 千葉職業能力開発促進センター内 | 043-304-7730 |
| 東京 | 〒130-0022 墨田区江東橋2-19-12 ハローワーク墨田5階 | 03-5638-2284 |
| 神奈川 | 〒241-0824 横浜市旭区南希望ヶ丘78 関東職業能力開発促進センター内 | 045-360-6010 |
| 新潟 | 〒951-8061 新潟市中央区西堀通6-866 NEX T 2 1ビル1 2階 | 025-226-6011 |
| 富山 | 〒933-0982 高岡市八ヶ55 富山職業能力開発促進センター内 | 0766-26-1881 |
| 石川 | 〒920-0352 金沢市観音堂町へ1 石川職業能力開発促進センター内 | 076-267-6001 |
| 福井 | 〒915-0853 越前市行松町25-10 福井職業能力開発促進センター内 | 0778-23-1021 |
| 山梨 | 〒400-0854 甲府市中小河原町403-1 山梨職業能力開発促進センター内 | 055-242-3723 |
| 長野 | 〒381-0043 長野市吉田4-25-12 長野職業能力開発促進センター内 | 026-258-6001 |
| 岐阜 | 〒500-8842 岐阜市金町5-25 G-front II 7階 | 058-265-5823 |
| 静岡 | 〒422-8033 静岡市駿河区登呂3-1-35 静岡職業能力開発促進センター内 | 054-280-3622 |
| 愛知 | 〒460-0003 名古屋市中区錦1-10-1 MIテラス名古屋伏見4階 | 052-218-3385 |
| 三重 | 〒514-0002 津市島崎町327-1 ハローワーク津2階 | 059-213-9255 |
| 滋賀 | 〒520-0856 大津市光が丘町3-13 滋賀職業能力開発促進センター内 | 077-537-1214 |
| 京都 | 〒617-0843 長岡京市友岡1-2-1 京都職業能力開発促進センター内 | 075-951-7481 |
| 大阪 | 〒566-0022 摂津市三島1-2-1 関西職業能力開発促進センター内 | 06-7664-0722 |
| 兵庫 | 〒661-0045 尼崎市武庫豊町3-1-50 兵庫職業能力開発促進センター内 | 06-6431-8201 |
| 奈良 | 〒634-0033 橿原市城殿町433 奈良職業能力開発促進センター内 | 0744-22-5232 |
| 和歌山 | 〒640-8483 和歌山市園部1276 和歌山職業能力開発促進センター内 | 073-462-6900 |
| 鳥取 | 〒689-1112 鳥取市若葉台南7-1-11 鳥取職業能力開発促進センター内 | 0857-52-8803 |
| 島根 | 〒690-0001 松江市東朝日町267 島根職業能力開発促進センター内 | 0852-60-1677 |
| 岡山 | 〒700-0951 岡山市北区田中580 岡山職業能力開発促進センター内 | 086-241-0166 |
| 広島 | 〒730-0825 広島市中区光南5-2-65 広島職業能力開発促進センター内 | 082-545-7150 |
| 山口 | 〒753-0861 山口市矢原1284-1 山口職業能力開発促進センター内 | 083-995-2050 |
| 徳島 | 〒770-0823 徳島市出来島本町1-5 ハローワーク徳島5階 | 088-611-2388 |
| 香川 | 〒761-8063 高松市花ノ宮町2-4-3 香川職業能力開発促進センター内 | 087-814-3791 |
| 愛媛 | 〒791-8044 松山市西垣生町2184 愛媛職業能力開発促進センター内 | 089-905-6780 |
| 高知 | 〒781-8010 高知市棧橋通4-15-68 高知職業能力開発促進センター内 | 088-837-1160 |
| 福岡 | 〒810-0042 福岡市中央区赤坂1-10-17 しんくみ赤坂ビル6階 | 092-718-1310 |
| 佐賀 | 〒849-0911 佐賀市兵庫町若宮1042-2 佐賀職業能力開発促進センター内 | 0952-37-9117 |
| 長崎 | 〒854-0062 諫早市小船越町1113 長崎職業能力開発促進センター内 | 0957-35-4721 |
| 熊本 | 〒861-1102 合志市須屋2505-3 熊本職業能力開発促進センター内 | 096-249-1888 |
| 大分 | 〒870-0131 大分市皆春1483-1 大分職業能力開発促進センター内 | 097-522-7255 |
| 宮崎 | 〒880-0916 宮崎市大字恒久4241 宮崎職業能力開発促進センター内 | 0985-51-1556 |
| 鹿児島 | 〒890-0068 鹿児島市東都元町14-3 鹿児島職業能力開発促進センター内 | 099-813-0132 |
| 沖縄 | 〒900-0006 那覇市おもろまち1-3-25 沖縄職業総合庁舎4階 | 098-941-3301 |

I 雇用・労働分野の助成金

2. 労働条件等の関係助成金（労働条件の改善のために）

職場環境の改善、生産性向上に向けた取組などに、ぜひ、ご活用ください。

受給対象となる事業主・申請期間

- 労働条件等関係助成金は主に中小企業事業主を対象としています。
- 各助成金によって申請期間が異なりますのでご注意ください。なお、対象事業主数は国の予算額に制約されるため、申請期間中に受付を締め切る場合があります。

中小企業事業主の範囲

- 中小企業事業主の範囲は、おおむね以下のとおりですが、詳しくは各助成金の要綱等をご確認ください。

| | 資本金の額・出資の総額 | | 常時雇用する労働者の数 |
|----------------------|-------------|-----|-------------|
| 小売業（飲食店を含む） | 5,000万円以下 | または | 50人以下 |
| サービス業 | 5,000万円以下 | | 100人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | | 100人以下 |
| その他の業種（ 建設業 ） | 3億円以下 | | 300人以下 |

留意事項

- お問い合わせ先は各助成金によって異なりますので21ページの「お問い合わせ先一覧」等でご確認ください。
(ハローワークでは申請を受け付けていないのでご注意ください。)
- 偽りその他の不正行為により助成金の交付を受けた場合、交付決定の内容や付された条件に違反した場合は、助成金の返還を求めることがあります。
また、5年以下の拘禁刑もしくは100万円以下の罰金に処せられることがあります。

労働条件等関係助成金の概要

※助成金の財源は事業主拠出の労災保険料です(ただし、「業務改善助成金」は一般会計、「退職金共済制度に係る新規加入等掛金助成」は労災保険料と雇用保険料)。

※記載されている内容は概要です。詳細については、厚生労働省ホームページをご覧ください。21ページの問い合わせ先にお尋ねください。
(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/index_00051.html

(問い合わせ先)

【労働局】都道府県労働局(21ページ)

その他、各助成金に応じて、(独)労働者健康安全機構、(独)勤労者退職金共済機構が問い合わせ先となります。



A. 生産性向上等を通じた最低賃金の引上げを支援するための助成金

1 業務改善助成金

【労働局】

事業場内で最も低い労働者の賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う中小企業事業主に対して、その経費の一部を助成

【助成率】

設備投資等に要した経費の3/4~4/5

【上限額】

引き上げる賃金額および引き上げる労働者数に応じて30万円~600万円

B. 労働時間等の設定改善を支援するための助成金

| 2 働き方改革推進支援助成金 【労働局】 | |
|---|--|
| 2-I 業種別課題対応コース 【リーフレット⑩】 | |
| <p>令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用されている業種等(※)が、労働時間削減等に向けた環境整備に取り組むことを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に助成</p> <p>(※)建設事業、自動車運転の業務、医業に従事する医師、砂糖製造業(鹿児島県・沖縄県に限る)、その他長時間労働が認められる業種</p> | <p>【助成率】 3/4(事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は4/5を助成)【上限額】</p> <p>成果目標の達成状況に基づき、最大550万円等(一定要件の場合、最大720万円加算)</p> <p>(※)助成上限額は業種によって異なります(上記は建設事業の場合)</p> |
| 2-II 労働時間短縮・年休促進支援コース | |
| <p>労働時間削減や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組むことを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成</p> | <p>【助成率】 3/4(事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は4/5を助成)</p> <p>【上限額】 成果目標の達成状況に基づき、最大200万円(一定要件の場合、最大720万円加算)</p> |
| 2-III 勤務間インターバル導入コース | |
| <p>勤務間インターバル制度を導入し、その定着を促進することを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成</p> | <p>【助成率】 3/4(事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は4/5を助成)</p> <p>【上限額】 インターバル時間数等に応じて、 ①9時間以上11時間未満 100万円 ②11時間以上 150万円 など (一定要件の場合、最大720万円加算)</p> |
| 2-IV 取引環境改善コース | |
| <p>荷主等により構成される集団において、構成員である運送事業者の荷待ち・荷役時間の短縮に資する取組に対して、その経費を助成</p> | <p>【助成率】 定額 【上限額】 100万円</p> |
| 2-V 団体推進コース | |
| <p>中小企業の事業主団体において、傘下企業の労働時間削減や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組に対して、その経費を助成</p> | <p>【助成率】 定額 【上限額】 500万円</p> |

C. 受動喫煙防止対策を支援するための助成金

| 3 受動喫煙防止対策助成金 【労働局】 | |
|--|--|
| <p>労働者の健康を保護する観点から、事業場(既存特定飲食提供施設)における受動喫煙を防止するための効果的な措置を講じた中小企業事業主に対して、その経費の一部を助成</p> | <p>【助成率】 主たる産業分類が飲食店の事業者は2/3(それ以外は1/2) 【上限額】 100万円</p> |

D. 産業保健活動を支援するための助成金

| 4 団体経由産業保健活動推進助成金 【(独)労働者健康安全機構】 | |
|--|---|
| <p>事業主団体等に対し、傘下の中小企業等を対象に健康経営を含む産業保健サービスを提供するために医師等と契約した場合に、その活動費用の一部を助成</p> | <p>500万円(一定の要件を満たした場合は1,000万円)を上限として、産業保健サービス提供費用の90%を助成 ※1事業主団体等につき年度内1回限り</p> |

E. 安全な機械を導入するための補助金

| | |
|--|-----------------------------------|
| 5 高度安全機械等導入支援補助金 【リーフレット⑪】 【労働基準局安全衛生部安全課】 | |
| 近年の技術の進展に伴い開発されている安全機能を有する車両系建設機械等を導入する中小企業に対して、必要となる費用の一部を助成 | 補助対象経費の1/2または安全装置ごとの上限額のいずれか低い方の額 |

F. 高齢者の安全衛生確保対策を支援するための補助金

| | |
|---|---|
| 6 エイジフレンドリー補助金 【労働基準局安全衛生部安全課】 | |
| 中小企業事業者による60歳以上の高齢労働者の労働災害防止のための職場環境の改善等に要する経費の一部を補助 | <p>① 労働安全衛生に係る専門家による、(1)高齢労働者の特性に配慮したリスクアセスメントを受けるにあたって必要な費用、(2)事業者が当該リスクアセスメントの結果を踏まえ実施する優先順位の高い高齢労働者の特性に配慮した労働災害リスクを低減するための設備の改善等(機器等の導入・工事の施工や専門家を活用した転倒防止・腰痛予防のための運動指導等)に要する費用 【間接補助対象費用の1/2【(1)については4/5】または(1)と(2)を合計して100万円のいずれか低い方の額】</p> <p>② 高齢労働者に熱中症リスクの高い暑熱作業のある事業場における休憩施設の整備、体温を下げるための機能のある服の導入等暑熱な環境による労働災害防止対策に要する費用 【間接補助対象費用の1/2または100万円のいずれか低い方の額】</p> <p>③ 事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラポヘルス等の労働者の健康保持推進のための取組に要する経費 【間接補助対象経費の3/4または30万円のいずれか低い方の額】</p> |

G. SDS電子化のための補助金

| | |
|---|---|
| 7 SDS電子化補助金 【労働基準局安全衛生部化学物質対策課】 | |
| SDSの作成および提供を効率化するため、中小企業事業者に対し、厚生労働省が公表した標準フォーマットによる電子データでの出力に対応したシステムの導入、または既存システムへの標準フォーマット形式によるSDSの出力の機能追加に要する費用の一部を補助 | <p>【助成率】 SDSの電子化に係るシステム導入等に要する額(消費税は除く)の1/2</p> <p>【上限額】 該当システムの導入に掛かった経費の1/2または100万円のうち低い方の額</p> |

H. 退職金制度の確立等を支援するための助成

| | |
|--|--|
| 8 中小企業退職金共済制度に係る新規加入等掛金助成 【(独)勤労者退職金共済機構】 | |
| 8-I 一般の中小企業退職金共済制度に係る掛金助成 | |
| 中小企業退職金共済制度に新たに加入する事業主や、掛金月額を増額する事業主に対して、その掛金の一部を助成 | <p>【新規加入掛金助成】</p> <p>① 対象労働者の掛金月額の1/2(労働者ごとに上限5,000円)を、事業主が中退共済制度に新たに加入してから4か月目より1年間控除</p> <p>② 1週間の所定労働時間が同じ事業所に雇用される通常の労働者と比べて短く、かつ30時間未満の短時間労働者について、特例掛金月額(掛金月額が2,000円・3,000円・4,000円のいずれかが適用されている場合は、①の控除額に、掛金月額が2,000円の場合は300円、3,000円の場合は400円、4,000円の場合は500円を上乗せした額をそれぞれ控除</p> <p>【掛金月額変更掛金助成】 対象労働者の掛金月額の増額分(増額前の掛金月額と増額後の掛金月額の差額)の1/3の額を、増額した月より1年間、増額後の掛金月額の納付額から控除(増額前の掛金月額が18,000円以下の場合に限る)</p> |
| 8-II 建設業退職金共済制度に係る掛金助成 【リーフレット⑫】 | |
| 建設業退職金共済制度に新たに加入する事業主または既に加入している事業主に対して、その掛金の一部を助成 | 対象労働者が建退共済制度の被共済者となった月から12か月相当分の掛金額(日額320円)のうち50日分の納付を免除 |
| 8-III 清酒製造業退職金共済制度に係る掛金助成 | |
| 清酒製造業退職金共済制度に新たに加入する事業主または既に加入している事業主に対して、その掛金の一部を助成 | 対象労働者が清退共済制度の被共済者となった月から12か月相当分の掛金額(日額300円)のうち60日分の納付を免除 |
| 8-IV 林業退職金共済制度に係る掛金助成 | |
| 林業退職金共済制度に新たに加入する事業主または既に加入している事業主に対して、その掛金の一部を助成 | 対象労働者が林退共済制度の被共済者となった月から12か月相当分の掛金額(日額470円)のうち62日分の納付を免除 |

労働条件等関係助成金に関する主なお問い合わせ先一覧

| 都道府県労働局の主なお問い合わせ先 | | 電話番号 |
|-------------------|---------------------|--------------|
| 北海道 | 雇用環境・均等部 企画課 | 011-788-7874 |
| | 労働基準部 健康課 | 011-709-2311 |
| 青森 | 雇用環境・均等室 | 017-734-6651 |
| | 労働基準部 健康安全課 | 017-734-4113 |
| 岩手 | 雇用環境・均等室 | 019-604-3010 |
| | 労働基準部 健康安全課 | 019-604-3007 |
| 宮城 | 雇用環境・均等室 | 022-299-8844 |
| | 労働基準部 健康安全課 | 022-299-8839 |
| 秋田 | 雇用環境・均等室 | 018-862-6684 |
| | 労働基準部 健康安全課 | 018-862-6683 |
| 山形 | 雇用環境・均等室 | 023-624-8228 |
| | 労働基準部 健康安全課 | 023-624-8223 |
| 福島 | 雇用環境・均等室 企画調整・助成金係 | 024-536-2777 |
| | 労働基準部 健康安全課 | 024-536-4603 |
| 茨城 | 雇用環境・均等室 助成金係 | 029-246-6371 |
| | 労働基準部 健康安全課 | 029-224-6215 |
| 栃木 | 雇用環境・均等室 | 028-633-2795 |
| | 労働基準部 健康安全課 | 028-634-9117 |
| 群馬 | 雇用環境・均等室 | 027-896-4739 |
| | 労働基準部 健康安全課 | 027-896-4736 |
| 埼玉 | 雇用環境・均等部 | 048-600-6210 |
| | 労働基準部 健康安全課 | 048-600-6206 |
| 千葉 | 雇用環境・均等室 | 043-306-1860 |
| | 労働基準部 健康安全課 | 043-221-4312 |
| 東京 | 雇用環境・均等部 企画課 | 03-6893-1100 |
| | 労働基準部 健康課 | 03-3512-1616 |
| 神奈川 | 雇用環境・均等部 企画課 | 045-211-7357 |
| | 労働基準部 健康課 | 045-211-7353 |
| 新潟 | 雇用環境・均等室 | 025-288-3527 |
| | 労働基準部 健康安全課 | 025-288-3505 |
| 富山 | 雇用環境・均等室 企画 | 076-432-2728 |
| | 労働基準部 健康安全課 | 076-432-2731 |
| 石川 | 雇用環境・均等室 | 076-265-4429 |
| | 労働基準部 健康安全課 | 076-265-4424 |
| 福井 | 雇用環境・均等室 助成金係 | 0776-22-0221 |
| | 労働基準部 健康安全課 | 0776-22-2657 |
| 山梨 | 雇用環境・均等室 | 055-225-2851 |
| | 労働基準部 健康安全課 | 055-225-2855 |
| 長野 | 雇用環境・均等室 | 026-223-0560 |
| | 労働基準部 健康安全課 | 026-223-0554 |
| 岐阜 | 雇用環境・均等室 | 058-245-1550 |
| | 労働基準部 健康安全課 | 058-245-8103 |
| 静岡 | 雇用環境・均等室 企画 | 054-252-5310 |
| | 労働基準部 健康安全課 | 054-254-6314 |
| 愛知 | 雇用環境・均等部 企画課(助成金担当) | 052-857-0313 |
| | 労働基準部 健康課 | 052-972-0256 |
| 三重 | 雇用環境・均等室 | 059-261-2978 |
| | 労働基準部 健康安全課 | 059-226-2107 |
| 滋賀 | 雇用環境・均等室 | 077-523-1190 |
| | 労働基準部 健康安全課 | 077-522-6650 |
| 京都 | 雇用環境・均等室 | 075-241-3212 |
| | 労働基準部 健康安全課 | 075-241-3216 |
| 大阪 | 雇用環境・均等部 企画課 | 06-6941-4630 |
| | 労働基準部 健康課 | 06-6949-6500 |
| 兵庫 | 雇用環境・均等部 企画課 | 078-367-0700 |
| | 労働基準部 健康課 | 078-367-9153 |
| 奈良 | 雇用環境・均等室 | 0742-32-0210 |
| | 労働基準部 健康安全課 | 0742-32-0205 |
| 和歌山 | 雇用環境・均等室 企画係 | 073-488-1101 |
| | 労働基準部 健康安全課 | 073-488-1151 |
| 鳥取 | 雇用環境・均等室 企画担当 | 0857-29-1701 |
| | 労働基準部 健康安全課 | 0857-29-1704 |
| 島根 | 雇用環境・均等室 | 0852-20-7007 |
| | 労働基準部 健康安全課 | 0852-31-1157 |
| 岡山 | 雇用環境・均等室 | 086-224-7639 |
| | 労働基準部 健康安全課 | 086-225-2013 |
| 広島 | 雇用環境・均等室 | 082-221-9247 |
| | 労働基準部 健康安全課 | 082-221-9243 |
| 山口 | 雇用環境・均等室 | 083-995-0390 |
| | 労働基準部 健康安全課 | 083-995-0373 |

| 都道府県労働局の主なお問い合わせ先 | | 電話番号 |
|-------------------|-----------------|--------------|
| 徳島 | 雇用環境・均等室 | 088-652-2718 |
| | 労働基準部 健康安全課 | 088-652-9164 |
| 香川 | 雇用環境・均等室 | 087-823-0505 |
| | 労働基準部 健康安全課 | 087-811-8920 |
| 愛媛 | 雇用環境・均等室 | 089-935-5222 |
| | 労働基準部 健康安全課 | 089-935-5204 |
| 高知 | 雇用環境・均等室 | 088-885-6041 |
| | 労働基準部 健康安全課 | 088-885-6023 |
| 福岡 | 雇用環境・均等部 企画課 | 092-411-4717 |
| | 労働基準部 健康課 | 092-411-4798 |
| 佐賀 | 雇用環境・均等室 | 0952-32-7218 |
| | 労働基準部 健康安全課 | 0952-32-7176 |
| 長崎 | 雇用環境・均等室 | 095-801-0050 |
| | 労働基準部 健康安全課 | 095-801-0032 |
| 熊本 | 雇用環境・均等室 | 096-352-3865 |
| | 労働基準部 健康安全課 | 096-355-3186 |
| 大分 | 雇用環境・均等室 | 097-532-4025 |
| | 労働基準部 健康安全課 | 097-536-3213 |
| 宮崎 | 雇用環境・均等室 企画班 | 0985-38-8821 |
| | 労働基準部 健康安全課 | 0985-38-8835 |
| 鹿児島 | 雇用環境・均等室(企画担当) | 099-222-8446 |
| | 労働基準部 健康安全課 | 099-223-8279 |
| 沖縄 | 雇用環境・均等室(助成金関係) | 098-868-4403 |
| | 労働基準部 健康安全課 | 098-868-4402 |

| その他のお問い合わせ先 | 電話番号 |
|--|--------------------------|
| 4. 団体経由産業保健活動推進助成金 | |
| (独)労働者健康安全機構 勤労者医療・産業保健部 産業保健業務指導課 助成金専用ナビダイヤル | 0570-783046 |
| 5. 高度安全機械等導入支援補助金 | |
| 厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課 (申請等詳細な情報については厚生労働省ホームページ をご参照ください) | 03-5253-1111 (内線5485) |
| 6. エイジフレンドリー補助金 | |
| 厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課 (申請等詳細な情報については厚生労働省ホームページ をご参照ください) | 03-5253-1111 (内線5488) |
| 7. SDS電子化補助金 | |
| 厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課 (申請等詳細な情報については厚生労働省ホームページ をご参照ください) | 03-5253-1111 (内線5618) |
| 8. 中小企業退職金共済制度に係る新規加入等掛金助成 | |
| I 一般の中小企業退職金共済制度に係る掛金助成 | |
| (独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 | 03-6907-1234 |
| II 建設業退職金共済制度に係る掛金助成 | |
| (独)勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部 | 03-6731-2831 |
| III 清酒製造業退職金共済制度に係る掛金助成 | |
| (独)勤労者退職金共済機構 清酒製造業退職金共済事業本部 | 03-6731-2887 |
| IV 林業退職金共済制度に係る掛金助成 | |
| (独)勤労者退職金共済機構 林業退職金共済事業本部 | 03-6731-2887 |

※「団体経由産業保健活動推進助成金」「高度安全機械等導入支援補助金」「エイジフレンドリー補助金」「SDS電子化補助金」「中小企業退職金共済制度に係る新規加入等掛金助成」のお問い合わせ先は、都道府県労働局ではなく上記の「その他のお問い合わせ先」となっておりますのでご注意ください。

※「受動喫煙防止対策助成金」のお問い合わせ先は、都道府県労働局の健康安全課または健康課となっておりますのでご注意ください。

※厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/index_00051.html



II 生産性向上のための補助金

各種補助金に関する内容・申込方法等につきましては、添付リーフレットまたはホームページをご確認ください。

| 名称/目的 | 交付対象 | 主な条件 | 制度詳細URL等 |
|---|---|--|---|
| ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 【リーフレット⑬】 | 【製品・サービス高付加価値枠】 ・革新的な新製品・新サービス開発の取組。生産プロセス等の省力化、単純な設備更新は対象外。 | 両枠ともに機械装置・システム構築費、専門家経費、原材料費等が補助対象。 グローバル枠の海外市場開拓（輸出）事業は、開発する新製品・新サービスの海外展開強化のため、広告宣伝・販売促進費等も補助対象。 【製品・サービス高付加価値枠】 従業員規模・補助上限額： 5人以下750万円、6～20人1,000万円、21～50人1,500万円、51人以上2,500万円 補助率：1/2以内または2/3以内 | 独立行政法人中小企業基盤整備機構 全国中小企業団体中央会 |
| 中小企業・小規模事業者の革新的な新製品・新サービスの開発や海外事業による国内の生産性向上に必要な設備投資等を支援 | 【グローバル枠】 ・輸出やインバウンド対応などの海外事業により国内生産性を向上させる事業が対象。 | 【グローバル枠】 補助上限額：3,000万円 補助率：1/2以内または2/3以内 両枠ともに 基本要件：付加価値額増加、賃金増加、事業所内最低賃金、従業員の仕事・子育て両立 特別要件：大幅な賃上げに取り組む事業者には、補助上限額を100～1,000万円上乗せ | https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html |
| デジタル化・AI導入補助金 (旧：IT導入補助金) 【リーフレット⑭】 | 【通常枠】 ・業務効率化から売上アップまで幅広いITツール導入の費用。 | 【通常枠】 補助上限額： ・4プロセス以上：150万円以上450万円以下 ・1プロセス以上：5万円以上150万円未満 補助率：1/2以内または2/3以内 | 独立行政法人中小企業基盤整備機構 TOPPAN株式会社 |
| 中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたITツール（ソフトウェア、サービス等）の導入を支援 | 【インボイス枠（インボイス対応類型）】 ・インボイス制度に対応した「会計」「受発注」「決済」の機能を有するソフトウェア、PC・ハードウェア等導入の費用。 | 【インボイス枠（インボイス対応類型）】 ソフトウェア（オプションや役務も含め可） 補助上限額： ・50万円以下※左記の1機能以上を有することが要件 ・50万円超～350万円以下※左記の2機能以上を有することが要件（他あり） 補助率： ・50万円以下※3/4以内または4/5以内 ・50万円超～350万円以下※2/3以内 ハードウェア（PC・タブレット・レジ等） ハードウェアのみの申請は不可。 補助上限額： ・PC等10万円以下、レジ等20万円以下 補助率：1/2以内 | https://it-shien.smrj.go.jp/ |
| | 【インボイス枠（電子取引類型）】 ・インボイス制度に対応した「受発注」の機能を有するソフトウェア導入の費用。 | 【インボイス枠（電子取引類型）】 ・左記の機能を有し、かつ取引関係にある発注側事業者がITツール導入する場合で受注側事業者にアカウントを無償で発行し、利用できる機能のあるクラウド型ソフトウェア（利用料最大2年分） 補助上限額：下限なし～350万円以下 補助率：2/3以内または1/2以内 | |
| | 【セキュリティ対策推進枠】 ・サイバーセキュリティ対策を強化するためのITツール導入の費用。 | 【セキュリティ対策推進枠】 ・「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」掲載のサービスでIT導入支援事業者が提供かつ登録されたサービスを導入する場合サービス利用料（最大2年分） 補助上限額：5万円～150万円、補助率：2/3以内または1/2以内 【サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト】 https://www.ipa.go.jp/security/otasuketai-pr/index.html | |
| 省力化投資補助金 【リーフレット⑮】 | 【カタログ注文型】 ・製品カタログから業種や課題にあった省力化設備を選択可。 | 【カタログ注文型】 2026年3月19日より制度が改定 従業員規模・補助上限額： 5人以下500（750）万円、6～20人750（1,000）万円、21人以上1,000（1,500）万円 ※賃上げ要件を達成した場合、（ ）内の値に補助上限額を引き上げ 補助率：1/2以下 | 独立行政法人中小企業基盤整備機構 全国中小企業団体中央会 |
| IoT、ロボット等の人手不足解消に効果のある省力化設備やシステムの導入を支援 | 【一般型】 ・製品カタログにないオリジナル機械やシステム導入に利用可能。 | 【一般型】 従業員規模・補助上限額： 5人以下750（1,000）万円、6～20人1,500（2,000）万円、21～50人3,000（4,000）万円、51～100人5,000万円（6,500万円）、101人以上8,000万円（1億円） ※賃上げ要件を達成した場合、（ ）内の値に補助上限額を引き上げ 補助率：1/2以内または2/3以内 | https://shoryokuka.smrj.go.jp/ |
| 建設市場整備推進事業費補助金※公募終了 【リーフレット⑯】 | ・建設業に係る発災時の応急復旧を想定した防災訓練に際し、作業員の技術習得及び発災時における対応体制の強化による安全性の向上に資するICT機器の購入経費。 | <ICT機器の例> ウェアラブルカメラ、3Dレーザースキャナ、ドローン、次世代衛星通信サービス、ICT建機、その他発災時の応急復旧活動に資するICT機器 <上限額> ・申請額に上限はなし <補助率> ・1/2以内を乗じて得た額（1,000円未満切捨て） ※事務費は、間接補助事業に要する経費として交付される額の10%を上限 | 一般社団法人全国建設業協会 |
| 「地域の守り手」となる地方の中堅・中小建設業従事者の施工管理におけるICT技術への習熟、技術を活用した迅速かつ効率的な応急復旧を強力に実現できるよう体制構築の支援 | | | https://www.zenken-net.or.jp/news/260316/ |

III 脱炭素化関係のための補助金

各種補助金に関する内容・申込方法等につきましては、添付リーフレットまたはホームページをご確認ください。

| 名称/目的 | 交付対象 | 主な条件 | 制度詳細URL等 |
|--|---|---|---|
| 脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業「建設機械」） 【リーフレット⑩】 | ・GX建機（※）の普及状況を踏まえ、今後、公共工事でGX建機の使用を段階的に推進していくことに伴い、GX建機を導入する事業者等に対する機械及び充電設備の導入費用。 | 【補助対象製品】 ① 交付決定後に購入契約をする未使用のGX建設機械。 ② 道路運送車両法による自動車検査登録制度において、令和8年2月2日から令和9年1月29日までの期間に申請者が車検証に所有者として記載され新車登録されたGX建設機械。 ③ GX建設機械に充電する装置としてGX建設機械を製造する会社が認め、①のGX建設機械と一体的に導入される可搬式充電設備。ただし、建設機械1台に対して充電設備1台以下であること。 | 一般社団法人日本建設機械施工協会 https://jcmnet.or.jp/hojogijyo-top/ |
| 商用車や建設機械の電動化に対し補助、普及初期の導入加速を支援、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現。 | ※GX建機：建設施工現場における電動建機の普及を促進、脱炭素化を図るため、国土交通省が創設したGX建設機械認定制度の認定を受けた電動建機。 | 【補助金の交付額】 ① GX建設機械の購入価額等と対応する従来型の建設機械（ベース機械）の価格を基礎として算定した金額の2/3をベースに必要と認められた額。 ② 充電設備の購入価格（標準価格）の1/2をベースに必要と認められた額。ただし、GX建設機械と合わせて調達するもの。 | |
| 業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（脱炭素ビルリノベ事業） | | 【令和8年度事業】 準備中 詳細等決まり次第お知らせいたします。 | 一般社団法人環境共創イニシアチブ https://bl-renos.jp/ |
| 既存建物に断熱材や断熱窓を導入、空調、照明等をよりエネルギー効率の高いものに更新。CO₂削減ポテンシャルが大きい既存建物への対策を支援。 | | | |

トライアル雇用を行う中小**建設**事業主の皆さまへ

一般トライアルコース／障害者トライアルコースを受給する場合に
助成金を上乗せして受給できます！

トライアル雇用助成金(若年・女性建設労働者トライアルコース)

助成金の概要

求職者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図るため、職業経験の不足などから就職が困難な求職者について一定期間試行雇用(トライアル雇用)を行う事業主に対し、必要な助成を行います。

支給対象

トライアル雇用を行う中小建設事業主

支給要件

- ・トライアル雇用助成金(一般トライアルコース または 障害者トライアルコース)の支給決定を受けること
- ・トライアル雇用の対象となる労働者について、次の2つの要件を満たすこと
 1. トライアル雇用の開始時点で35歳未満の者または女性であること
 2. トライアル雇用期間に主として建設工事現場での現場作業または施工管理に従事する者であること

支給額

トライアル雇用労働者1人につき、1か月当たり最大 **4万円**
 ※支給対象期間は1か月単位で最長 **3か月間**です。

申請手続き

本コースの支給を受けるためには「支給申請書」の提出が必要です。

トライアル雇用助成金(一般トライアルコース/障害者トライアルコース)の支給申請期間内に、本コースの「支給申請書」と添付書類を管轄の都道府県労働局へ提出してください。

留意事項等

- ・ 本コースはトライアル雇用助成金(一般トライアルコース または 障害者トライアルコース)を受給する場合に上乗せして支給される助成金です。トライアル雇用助成金(障害者短時間トライアルコース)は支給対象外となりますのでご注意ください。一般トライアルコース、障害者トライアルコースの詳細については、厚生労働ウェブサイトをご覧ください。お近くの都道府県労働局にお問い合わせください。
- ・ 本コースの支給対象となるトライアル雇用労働者は、トライアル雇用期間に主として「建設工事現場での現場作業または施工管理に従事する者」となります。主として設計、測量、経理、営業などに従事する方は対象とはなりませんのでご注意ください。
トライアル雇用労働者が本コースの支給対象となるか判断に迷われる場合は、お近くの都道府県労働局へご相談ください。

詳細・お問い合わせ

助成金の詳細は下記ウェブサイトをご覧ください。各都道府県労働局にお問い合わせください。

■ 支給要領



■ 都道府県労働局
お問い合わせ先



従業員の賃金は、能力・経験に見合っていますか？

建設キャリアアップシステムを活用した
雇用管理改善の取組を**支援**します！

人材確保等支援助成金(建設キャリアアップシステム等活用促進コース)

助成金の概要

建設キャリアアップシステム(CCUS)を活用して、雇用する建設技能者の処遇を改善する取組を行った中小建設事業主に対し、その取組に要する経費の一部を助成します。

能力・経験等に応じた適切な賃金支払いを通じて、建設技能者全体の処遇を改善していくことを目的としています。

支給対象

中小建設事業主

対象事業

以下の2つの取組を行うことが必要です。

- ① 雇用する**全ての建設技能者**について、建設キャリアアップシステムの**技能者登録(詳細型登録)**を行うこと
- ② 能力評価制度のレベル判定でレベルが上がった技能者の**賃金を5%以上増加**させること

※ 賃金が5%以上増加していることは、増額改定前後12か月間の賃金総額を比較することにより確認します。

支給額

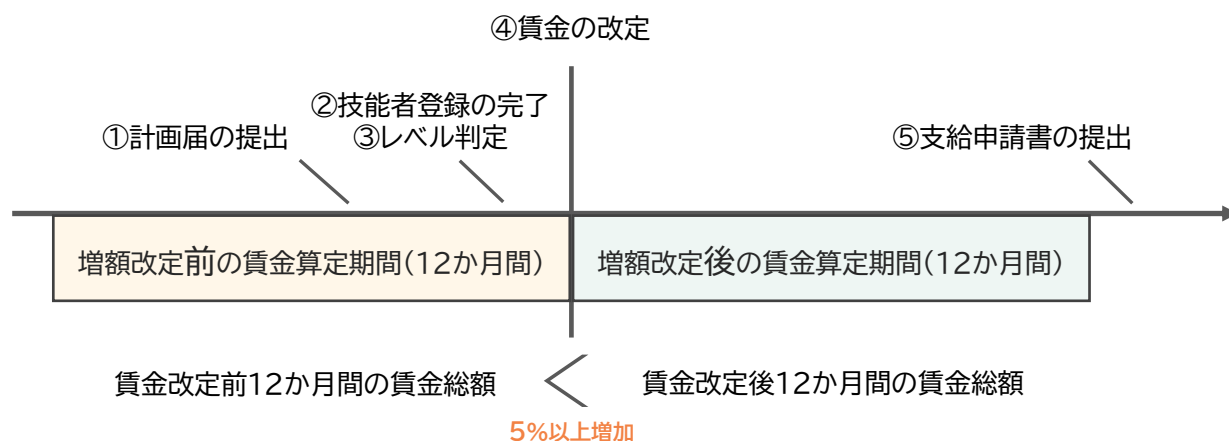
算定対象となる建設技能者1人あたり**16万円**

※ 算定対象となる建設技能者は、レベル判定でレベルが上がり、賃金が5%以上増加した建設技能者です。

※ 一事業年度あたり**160万円**(16万円×10名)が上限です。

申請手続き

- 1** 計画届の提出 | 賃金を増額改定する月の**6か月前から2か月前まで**に「計画届」を提出してください。
- 2** 技能者登録の完了 | 雇用する全ての建設技能者について、CCUSの技能者登録を完了させます。
- 3** レベル判定 | 能力評価制度のレベル判定を行い、レベルを上げます。
※②技能者登録の完了、③レベル判定については、①計画届の提出よりも前に行われている場合であっても助成金の対象となります。
- 4** 賃金の改定 | レベルが上がった技能者の賃金を**5%以上増加**させ、12か月間支払いを行います。
- 5** 支給申請書の提出 | 増額後賃金の12か月間の支払い完了から**2か月以内**に「支給申請書」と添付書類を提出してください。



詳細・お問い合わせ

助成金の詳細は下記ウェブサイトをご覧ください、各都道府県労働局にお問い合わせください。

■ 支給要領



■ 都道府県労働局
お問い合わせ先



建設 事業主の皆さまへ

若年者や女性の入職・定着 のための 取組を **支援** します！

人材確保等支援助成金(若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース)

助成金の概要

建設業における人手不足が深刻化する中で、若年者や女性の入職・定着促進に向けて建設業の魅力向上のための取組を行う事業主に対し、経費などの一部を助成します。

支給対象

建設事業主
※「建設の事業」としての雇用保険料率が適用されている事業主が対象です

対象事業

若年者や女性の入職・定着を図るための取組が幅広く対象になります！

- 建設業の魅力発信から入職者の育成・定着まで一体的に行う事業
→ 建設業の魅力発信や入職者の技能向上のための取組を一体的に行う事業
- 建設業の役割や魅力を伝えるための事業
→ 講習会、加工技術等の体験会、現場見学会、体験学習、インターンシップ など
- 従業員の技能向上のための事業
→ 新規入職者への研修会、従業員への公的資格の取得に関する講習会 など
- 労働災害予防等のための事業
→ 安全衛生管理計画の作成、工事現場の巡回、期間雇用労働者の健康診断 など
- 技能向上や雇用改善の取組を奨励する事業
→ 優良な技術者・技能者の表彰制度、雇用改善について優れた取組を行う者への表彰制度
- 雇用管理に関する知識の習得のための事業
→ 雇用管理研修や職長研修の実施・受講
- 女性の入職・定着促進のための事業
→ 女性向けのキャリアパスの作成、男性の育児休業取得促進の取組 など

支給額

中小建設事業主の場合…対象事業の実施に要した経費の **60%**

中小でない建設事業主の場合…対象事業の実施に要した経費の **45%**

雇用管理研修等を受講させた場合…労働者1人につき、研修を受けた日数× **9,500円**

※ その他、一定の要件を満たすことで助成額を上乗せして受給できる場合があります。

申請手続き

1

計画届の提出

事業を実施しようとする日の原則 **2か月前までに**
「計画届」と添付書類を提出してください。

※事業計画期間は最大1年間です。

2

事業の実施

事業を実施します。

3

支給申請書の提出

事業終了後、以下に定められた期限までに「支給申請書」と添付書類を提出してください。

| 事業終了月 | 支給申請書 提出期限 |
|-------------|---------------|
| 4月、5月、6月 | 7月1日～8月末日まで |
| 7月、8月、9月 | 10月1日～11月末日まで |
| 10月、11月、12月 | 翌1月1日～2月末日まで |
| 1月、2月、3月 | 3月1日～5月末日まで |

詳細・お問い合わせ

助成金の詳細は下記ウェブサイトをご覧ください、
各都道府県労働局にお問い合わせください。

■ 支給要領



■ 都道府県労働局
お問い合わせ先



建設事業主の皆さまへ

入職前の  **魅力発信** から

入職後の **育成・定着**  までの取組を

支援します！

人材確保等支援助成金

若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（**定着助成**）

建設業の**魅力発信**
+
新規入職者への**教育訓練**



新規入職者が
6か月間 定着

上乗せ助成

経費などの一部を助成

1人あたり **42万円** を助成

建設業の役割や魅力を伝える事業（現場見学会や体験学習など）を実施した上で、新たに採用した方への教育訓練を行った場合に、経費などの一部を助成します。

さらに、新たに採用した方が **6か月間** 離職しなかった場合は、対象者1人あたり **42万円** を上乗せで助成します。

詳細は裏面をご覧ください

助成金受給までの流れ

計画届の提出

事業を実施しようとする**2か月前**までに計画届を提出してください。

事業の実施

以下の3つの事業を行います。

- ① 建設業の役割や魅力を伝える事業(職場見学会、体験学習 など)
- ② 雇用管理研修の受講(国が委託して実施する研修等の受講)

①の事業に参加した方を採用

- ③ 入職者の技能向上のための取組(教育訓練、研修会 など)

支給申請書の提出

①

事業終了後、定められた期間までに「**事業主経費等助成**」の支給申請書を提出してください。

労働局での審査後、事業実施に要した費用の一部が支給されます。

①・③の事業の対象者が入職後、6か月経過

支給申請書の提出

②

対象者の雇い入れ日から6か月経過後、定められた期間までに「**定着助成**」の支給申請書を提出してください。

労働局での審査後、対象者1名につき**42万円**が支給されます(対象となる入職者は一事業年度あたり3名まで、126万円が上限です)。

詳細・お問い合わせ

助成金の詳細は下記ウェブサイトをご覧ください、各都道府県労働局にお問い合わせください。

■ 支給要領



■ 都道府県労働局
お問い合わせ先



女性が安心して働ける

建設現場づくりを **支援** します！

人材確保等支援助成金

作業員宿舍等設置助成コース(建設分野)(女性専用作業員施設設置経費助成)

助成金の概要

女性が安心して働くことのできる建設現場づくりの取組を支援するため、女性建設労働者のための施設を賃借する中小建設事業主に対して経費の一部を助成します。

支給対象

元方の中小建設事業主

対象事業

元方の中小建設事業主が施工管理を行う工事現場において、女性建設労働者のための施設(トイレ、更衣室、シャワー室、浴室)の賃借を行うもの。

支給額

賃借料等の **60%**

※その他、特定の要件を満たすことで助成額を上乗せして受給できる場合があります。

※一事業年度あたり **90万円** が上限です。

申請手続き

1

計画届の提出

賃借事業を開始しようとする日の原則 **2週間前まで**に「計画届」と添付書類を提出してください。

2

施設の賃借

作業員施設の賃借を行います。

3

支給申請書の提出

賃借終了後、以下に定められた期限までに「支給申請書」と添付書類を提出してください。

| 賃借事業 終了月 | 支給申請書 提出期限 |
|-------------|---------------|
| 4月、5月、6月 | 7月1日～8月末日まで |
| 7月、8月、9月 | 10月1日～11月末日まで |
| 10月、11月、12月 | 翌1月1日～2月末日まで |
| 1月、2月、3月 | 3月1日～5月末日まで |

4

助成金の支給

労働局での審査後、助成金が支給されます。

詳細・お問い合わせ

助成金の詳細は下記ウェブサイトをご覧ください、各都道府県労働局にお問い合わせください。

■ 支給要領



■ 都道府県労働局
お問い合わせ先



中小建設事業主の皆さまへ

能登半島地震からの復旧・復興に向けて 作業員宿舎等の設置を支援します

人材確保等支援助成金

作業員宿舎等設置助成コース(建設分野)(作業員宿舎等経費助成)(石川県)

助成金の概要

能登半島地震からの復旧・復興にあたり建設需要が増大していく中で、被災地(石川県)の工事現場で作業員宿舎等を賃借する中小建設事業主に対して経費の一部を助成します。

支給対象

中小建設事業主

対象事業

石川県に所在する工事現場(令和6年1月1日以降に開始したもの)において、① 作業員宿舎、② 賃貸住宅、③ 作業員施設の賃借を行うもの。

作業員宿舎

作業員宿舎とは…

建設労働者2名以上が一つの敷地内に居住し、生活を営むことができるもの。

支給額

建設労働者1人あたり

25万円

賃貸住宅

賃貸住宅とは…

建設労働者を遠隔地より新たに採用するために賃借する住宅のこと。

支給額

賃借料等の **3分の2**

(1人最大1年間・月額3万円が上限)

作業員施設

作業員施設とは…

食堂、休憩室、更衣室、浴室、トイレ、シャワー室

支給額

賃借料等の **3分の2**

支給上限額：一事業年度当たり **200万円** (①～③の合計)

申請手続き

1 計画届の提出

賃借事業を開始しようとする日の原則 **2週間前まで**に「計画届」と添付書類を提出してください。

2 宿舍等の賃借

作業員宿舍／賃貸住宅／作業員施設の賃借を行います。

3 支給申請書の提出

賃借後、以下に定められた期限までに「支給申請書」と添付書類を提出してください。

作業員宿舍を賃借した場合

入居予定の建設労働者の全員が入居を開始した日から1ヶ月後もしくは賃貸借契約の日から2ヶ月後のいずれか早い方の日から起算して2ヶ月以内。

賃貸住宅／作業員施設を賃借した場合

| 賃借事業 終了月 | 支給申請書 提出期限 |
|-------------|---------------|
| 4月、5月、6月 | 7月1日～8月末日まで |
| 7月、8月、9月 | 10月1日～11月末日まで |
| 10月、11月、12月 | 翌1月1日～2月末日まで |
| 1月、2月、3月 | 3月1日～5月末日まで |

4 助成金の支給

労働局での審査後、助成金が支給されます。

詳細・お問い合わせ

助成金の詳細は下記ウェブサイトをご覧ください、各都道府県労働局にお問い合わせください。

■ 支給要領



■ 都道府県労働局 お問い合わせ先



中小建設事業主の皆さまへ

“認定職業訓練”を通じて企業価値向上につなげませんか？

従業員の **能力開発・人材育成** の取組を **支援** します！

人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）

助成金の概要

建設業における労働者の育成及び技能継承を図るため、建設業に関連する認定職業訓練または指導員訓練を実施する場合に必要な助成を行います。

本コースは、対象となる助成金を受給した場合に上乗せして支給される助成金です。支給要件にご留意ください。

※認定職業訓練…職業能力開発促進法に定める基準に適合するものとして都道府県知事が認定した訓練のこと
指導員訓練…職業訓練の指導員の養成及び能力の向上のための訓練のこと

経費助成

支給対象

中小建設事業主

支給要件

- ・建設関連の認定職業訓練または指導員訓練を実施すること
- ・都道府県から「広域団体認定訓練助成金」または「認定訓練助成事業費補助金」の交付を受けていること

支給額

都道府県からの補助金で助成対象となった経費の額 × **6分の1**

賃金助成

支給対象

中小建設事業主

支給要件

- ・建設労働者に対して認定職業訓練または指導員訓練を受講させること
- ・人材開発支援助成金（人材育成支援コース）の支給決定を受けていること

支給額

建設労働者1人につき、認定訓練を受講した日数 × **3,800円**

申請手続き

訓練終了後、定められた期限までに「支給申請書」の提出が必要です。

経費助成の支給申請をする場合…

「認定訓練助成事業費補助金」又は「広域団体認定訓練助成金」の精算確定に係る都道府県の通知が発出された日の翌日から **2か月以内** に、「支給申請書」と添付書類を提出してください。

賃金助成の支給申請をする場合…

人材開発支援助成金(人材育成支援コース)の支給申請期間内に、「支給申請書」と添付書類を提出してください。

留意事項等

- ・ 本コースの助成対象となる「認定訓練」は、認定職業訓練または指導員訓練のうち、支給要領 別表3「認定訓練における建設関連の訓練の種類等一覧」に掲げる訓練課程及び訓練科についての訓練に限ります。
- ・ 本コースの経費助成を受給する場合、都道府県から「広域団体認定訓練助成金」または「認定訓練助成事業費補助金」の交付を受けて認定訓練を実施することが必要ですが、**当該助成金・補助金の交付を受けていない場合**であっても、認定訓練の実施について「人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)」の助成対象となる場合があります。詳細は、「人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)」のリーフレットをご確認ください。

詳細・お問い合わせ

助成金の詳細は下記ウェブサイトをご覧ください。各都道府県労働局にお問い合わせください。

■ 支給要領



■ 都道府県労働局
お問い合わせ先



助成金を活用して現場の生産性向上につなげませんか？

従業員の育成・技能向上 のための取組を **支援** します！

人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）

助成金の概要

建設業における労働者の育成及び技能継承を図るため、建設労働者の技能の向上のための訓練（**技能実習**）を実施する場合に必要な助成を行います。

本コースには、技能実習に必要な経費の一部を助成する「**経費助成**」と、技能実習を受講する労働者の賃金に対して助成する「**賃金助成**」があります。

経費助成

支給対象

技能実習を実施する建設事業主

※「中小企業の建設事業主」ではない建設事業主の方は、女性建設労働者に係る技能実習を実施する場合に限り支給対象となります。

※技能実習の実施方法は、事業主自ら実習を実施する場合のほか、その一部を委託する場合、他の事業主等と共同で実施する場合、所属する建設事業主団体等が実施する実習を受講させる場合も含まれます。

支給額

技能実習の実施に要した費用のうち、一定の割合

※支給される割合は、企業の雇用する雇用保険被保険者数等によって変わります。

※一つの技能実習について、建設労働者1人当たり10万円が上限です。

賃金助成

支給対象

雇用する建設労働者に技能実習を受講させる中小建設事業主

※技能実習を受講させる日についても、通常どおり賃金を支払うことが必要です。

支給額

企業の雇用する雇用保険被保険者数が 20人以下の場合…

建設労働者1人につき、**技能実習を受講した日数 × 9,500 円**

企業の雇用する雇用保険被保険者数が 21人以上の場合…

建設労働者1人につき、**技能実習を受講した日数 × 8,550 円**

※ 特定の要件を満たすことで上乗せして受給できる場合があります。

申請手続き

1 計画届の提出

技能実習を実施しようとする日の**3か月前から原則1週間前まで**に「計画届」を提出してください。

※登録教習機関等が実施する技能実習を受講させる場合は計画届の提出は**不要**です。

2 技能実習の実施

技能実習を実施します。

※助成対象となる技能実習は以下に掲げるもののほか、「**建設工事における作業に直接関連する技能実習**」が対象となります。詳細は左下のQRコードから支給要領をご確認ください。

- ・労働安全衛生法に基づく特別教育(支給要領別表5に掲げるもの)
- ・労働安全衛生法に基づく安全衛生教育(支給要領別表5-2に掲げるもの)
- ・労働安全衛生法に基づく教習及び技能実習(支給要領別表6に掲げるもの)
- ・職業能力開発促進法に規定する技能検定の事前講習(支給要領別表7に掲げる技能検定職種)
- ・建設業法施行規則に規定する登録基幹技能者講習
- ・技能継承に係る指導者養成講習

3 支給申請書の提出

技能実習が終了した日の翌日から起算して**2か月以内**に「支給申請書」と添付書類を提出してください。

4 助成金の支給

労働局での審査後、助成金が支給されます。

詳細・お問い合わせ

助成金の詳細は下記ウェブサイトをご覧ください。各都道府県労働局にお問い合わせください。

■ 支給要領



■ 都道府県労働局
お問い合わせ先



新規事業展開やDX推進等の人材育成に 「人材開発支援助成金」が活用できます ～「事業展開等リスキリング支援コース」のご案内～

人材開発支援助成金は、事業主が雇用する労働者に対して訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。「事業展開等リスキリング支援コース」では、新たな事業の立ち上げなど事業展開等に伴い必要となる知識および技術を習得させるための訓練を助成の対象にしています。

支給対象

対象者

事業主：雇用保険適用事業所の事業主
労働者：雇用保険被保険者

助成金の詳細
はこちら →



訓練

- ① 訓練時間数が**10時間以上**であること
- ② **OFF-JT**（企業の事業活動と区別して行われる訓練）であること
- ③ **職務に関連した訓練で、以下のいずれかに該当する訓練**であること

- i 企業において**事業展開※1**を行うにあたり、**新たな分野で必要となる専門的な知識および技能の習得**をさせるための訓練
- ii 事業主において**企業内のデジタル・デジタルトランスフォーメーション（DX）化やグリーン・カーボンニュートラル化を進めるにあたり、これに関連する業務に従事させる上で必要となる専門的な知識及び技能の習得**をさせるための訓練
- iii **企業内の人事及び人材育成に関する計画に基づき今後従事されることが予定される職務※2**に必要となる**専門的な知識および技能の習得**をさせるための訓練

注：本コースでは、事業展開などの内容を記載した「**事業展開等実施計画**」（様式第1-3号）を職業訓練実施計画届と併せて提出する必要があります。取り組み内容を整理し、具体的な記載ができるよう、事前に準備をお願いします。

注：iiiの場合、人事及び人材育成に関する計画については、あらかじめ**認定経営革新等支援機関**（<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/>）の確認を受ける必要があります。

※1：「**事業展開**」は、訓練開始日から起算して、**3年以内に実施する予定のものまたは6か月以内に実施したものである**必要があります。
※2 今後従事することが予定される職務は、訓練開始日から起算して、**3年以内に従事することが予定される職務**である必要があります。

助成率・助成限度額

① 助成率・助成額

| 企業規模 | 通常分 | | 設備投資加算※ (1コースの一の導入費用あたり) |
|------|------|-------------|-----------------------------|
| | 経費助成 | 賃金助成(1人1時間) | |
| 中小企業 | 75% | 1,000円 | 50% |
| 大企業 | 60% | 500円 | - |

② 受講者1人あたりの経費助成限度額

| 企業規模 | 10時間以上100時間未満 | 100時間以上200時間未満 | 200時間以上 |
|------|---------------|----------------|---------|
| 中小企業 | 30万円 | 40万円 | 50万円 |
| 大企業 | 20万円 | 25万円 | 30万円 |

※ 賃金要件または資格等手当要件のいずれかを満たし、事業所に事業展開促進機器等を導入した場合に、「通常分」の支給申請とは別途、設備投資加算を支給申請・受給することができます。

注1：eラーニング、通信制、定額制サービスによる訓練は経費助成のみです。賃金助成は対象外です。

注2：定額制サービスによる訓練の経費助成限度額は、受講者1人1月あたり2万円です。

注3：eラーニング及び通信制による訓練等については、企業規模に応じて中小企業の場合は15万円、大企業の場合は10万円となります。通学制及び同時双方向型の通信訓練と組み合わせる訓練等を実施する場合も含まれます。

注4：設備投資加算の限度額は、支給対象労働者1人につき15万円、10人以上の場合は支給対象労働者数にかかわらず150万円となります（例えば、支給対象労働者が2人の場合で、100万円の機器を1台購入した場合、30万円まで助成）。

注5：1事業所が1年度に受給できる助成額は1億円です。

助成金活用例

DX化のために必要な技能を習得する訓練を行い、事業展開促進機器等を導入した場合

課題

ある企業では、これまでは人手中心の測量作業を行っていたが、今後ドローンを活用した測量手法を導入し、業務のDX化を進めていきたいと考えている。

実施訓練

<ドローン測量プロフェッショナル育成コース>

- ・ドローンでの測量に必要な知識の習得
- ・測量飛行の演習

訓練時間：30時間（7.5時間×4日間）

訓練経費：30万円/1人

3人受講する場合：90万円

事業展開促進機器

- 測量用ドローン：80万円

助成内容

[助成率・額]

経費助成：75%（中小企業）

賃金助成：1時間あたり1,000円（中小企業）

設備投資加算：導入費用の50%（中小企業のみ）

[左記の訓練内容の場合の例]

経費助成：67.5万円（30万円×75%×3人）

賃金助成：9万円（30時間×1,000円×3人）

設備投資加算：40万円（80万円×50%）

助成金受給のための手続きの流れ

Step 0

職業能力開発推進者の選任、事業内職業能力開発計画の策定・自社の労働者に対する周知

Step 1 計画提出 (最寄りの 労働局へ)

- 事業内職業能力開発計画に基づき、職業訓練実施計画を作成する
- 作成した必要書類を訓練開始日の6か月前から1か月前までの間に管轄労働局に提出する

■主な提出書類

| | |
|-------|---|
| 所定の様式 | <ul style="list-style-type: none">・職業訓練実施計画届・事業展開等実施計画・対象労働者一覧 など |
| 添付書類 | <ul style="list-style-type: none">・訓練内容を確認できるカリキュラム など |

Step 2 訓練実施

- 職業訓練実施計画に基づき訓練を実施する
- 支給申請までに、訓練にかかった経費全額を支払う

Step 3 支給申請 (最寄りの 労働局へ)

- 訓練終了日の翌日から2か月以内に、必要書類を管轄労働局に申請する

■主な提出書類

| | |
|-------|--|
| 所定の様式 | <ul style="list-style-type: none">・支給申請書、賃金助成の内訳等助成額を算定した書類・OFF-JT実施状況報告書 など |
| 添付書類 | <ul style="list-style-type: none">・訓練期間中の労働条件がわかるもの（雇用契約書の写しなど）・事業主が訓練費用を負担したことを確認できる振込通知書・出勤簿、タイムカード、賃金台帳の写し など |

[各都道府県労働局の助成金申請窓口]

■ URL https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/toiawase2.html

■ スマホはこちら→



人材開発支援助成金活用事例

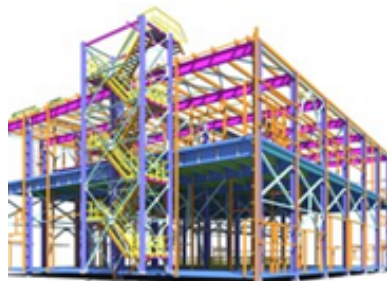
事業展開等リスキング支援コース：BIM/CIM活用

会社概要

企業規模：中小企業

従業員数：27名

業種：建設業（総合工事業）



助成金を活用するに至った背景事情

これまで2次元図面を用いてクライアントにプレゼンを行っていたが、わかりやすさと3D-CADの普及により、クライアント先から3次元立体図面によるプレゼンを求められるようになった。

企業におけるデジタル・DXの取組内容

BIM/CIMを導入し、3次元モデルを活用して、建設生産・管理システム（調査・計画、設計、工事、維持管理の工程）においてより具体的なイメージをもって確認・提案作業を行えるようにして、業務効率化を目指す。

人材開発支援助成金の活用

教育訓練の内容

- 教育訓練機関：外部教育訓練機関
- 受講コース：施工BIM/CIM総合研修
- 訓練時間：20時間
- 訓練内容：i-ConstructionにおけるBIM/CIM活用の実務習得

助成金のコース

事業展開等リスキング支援コース

事業展開やDX・GXに伴い新たな分野で必要となる訓練を実施した場合に、助成が受けられる訓練メニューです。

助成率・額

<OFF-JT>

経費助成 75%(大企業60%)

賃金助成 1,000円(大企業500円)/h

助成金の額（1企業当たり）

助成金の対象となる経費、賃金助成

- 1 施工BIM/CIM総合研修：440,000円
(220,000円×2人、税込み)
- 2 訓練時間に対する賃金助成：1,000円/h

支給額

<OFF-JT>

- 1 経費助成：330,000円
(220,000円×75%×2人)
- 2 賃金助成：40,000円 (20h×1,000円×2人)

支給総額 370,000円

訓練の効果

従業員2名が施工BIM/CIM総合研修を受講したことにより、計画・設計段階から3次元モデルの活用が可能となったため、維持管理を前提とした設計の提案が可能となるなど、建設生産・管理システムの効率化が図られた。

今後の展開

中小企業において、効率的で質の高い建設生産・管理システムの構築は必須であり、今後も可能な限り多くの従業員に受講させたい。

人材開発支援助成金活用事例

事業展開等リスキング支援コース：ドローン操縦

会社概要

企業規模：中小企業

従業員数：36名

業種：建設業（設備工事業）



助成金を活用するに至った背景事情

建設業界において、人手不足の中で業務の効率化が求められ、ドローンによる測量や施工管理等が進んでいる。当社も作業効率化のために導入必須の状況となった。これまでは費用面で1名のみの受講を考えていたが複数名の受講を検討出来るようになった。

企業におけるデジタル・DXの取組内容

ドローンを導入することにより、全体的な出来栄確認等可能になることで出来形管理、工程管理の効率化を図る。

人材開発支援助成金の活用

教育訓練の内容

- 教育訓練機関：外部教育訓練機関
- 受講コース：ドローン技能講習及び安全運航管理者講習コース
- 訓練時間：28時間
- 訓練内容：ドローンの飛行に必須となる法令の知識やドローンの機体の点検方法、シミュレーターを使うなどの飛行訓練を受講し、ドローン操縦民間資格を取得する

助成金のコース

事業展開等リスキング支援コース

事業展開やDX・GXに伴い新たな分野で必要となる訓練を実施した場合に、助成が受けられる訓練メニューです。

助成率・額

<OFF-JT>

経費助成 75%(60%)

賃金助成 1,000円(500円)/h

助成金の額（1企業当たり）

助成金の対象となる経費、賃金助成

- 1 ドローン講座：198,000円（1人分、税込み）
- 2 訓練時間に対する賃金助成（中小企業：1,000円/h）

支給額

<OFF-JT>

- 1 経費助成：297,000円（受講料等（受験料を含む）×75%×2名）
- 2 賃金助成：56,000円（28h×1,000円×2名）

支給総額 353,000円

訓練の効果

業務にドローンを導入することができたため、工事の全般的な出来栄の確認が可能となり工程管理が効率化された。また公共工事の工事成績評定で創意工夫の加点が期待できている。

今後の展開

ICT施工を進めていく上で、助成金活用によりドローン技能はもとより、その他の技能取得も検討できるようになり、業務効率化とともに計画的に人材育成に取り組んでいきたい。

人材開発支援助成金活用事例

事業展開等リスキング支援コース：建設ディレクター育成

会社概要

企業規模：中小企業

従業員数：129名

業種：建設業（総合工事業）



助成金を活用するに至った背景事情

建設現場における現場技術者の書類作成業務の負担による長時間労働が課題となっていたことから、デジタル技術を活用した建設現場の書類作成支援を行うこととした。このため、当該業務に必要な知識を身につけるための訓練の受講が必要となった。

企業におけるデジタル・DXの取組内容

建設現場担当者以外でも作成可能な書類も多いことから、ITスキルに加えて建設業の知識を持った人材を育成し、社内の働き方改革を推進する。

人材開発支援助成金の活用

教育訓練の内容

- 教育訓練機関：外部教育訓練機関
- 受講コース：建設事務担当者育成講座
- 訓練時間：24時間
- 訓練内容：建設業の書類作成等の事務に必要なIT技術（工事写真の加工やクラウドデータ管理方法等）及び施工管理手順や各種書類作成等の建設業における基礎知識の習得。

助成金のコース

事業展開等リスキング支援コース

事業展開やDX・GXに伴い新たな分野で必要となる訓練を実施した場合に、助成が受けられる訓練メニューです。

助成率・額

<OFF-JT>

経費助成 75%(60%)

賃金助成 1,000円(500円)/h

助成金の額（1企業当たり）

助成金の対象となる経費、賃金助成

- 1 建設事務担当者育成講座：
1,320,000円（4人分。税込み）
- 2 訓練時間に対する賃金助成
（中小企業：1,000円/h）

支給額

<OFF-JT>

1 経費助成：990,000円

（受講料等（受験料を含む）×75%）

2 賃金助成：96,000円（96h×1,000円）

支給総額 1,086,000円

訓練の効果

訓練を通じて建設事務に必要なITスキルと知識を習得したことで、建設現場の書類作成業務等を行うことが可能となり、業務効率化や生産性の向上、現場の長時間労働の是正が図られた。

今後の展開

建設現場の書類作成支援等において、訓練により習得した知識やスキルを効果的に活用し、現場支援業務を積極的に推進していく。

人材開発支援助成金活用事例

事業展開等リスキング支援コース：グリーン・カーボンニュートラル化

会社概要

企業規模：中小企業

従業員数：120名

業種：建設業（総合工事業）

助成金を活用するに至った背景事情

脱炭素社会の実現など、社会のニーズに対応するため、土木設計技術者である従業員にICT施工に関する必要な知識を身につけさせ、事業の効率化を図る必要があった。

企業におけるGXの取組内容

ICT施工（特にICT建機を活用した作業効率化）や持続可能な建材の積極的な活用

人材開発支援助成金の活用

教育訓練の内容

- 教育訓練機関：外部教育訓練機関
- 受講コース：ICT施工のポイント
- 訓練時間：19時間40分
- 訓練内容：ICT施工（ドローンなどを活用した3D測量や3D測量データを利用した設計、施工計画、施工管理など）に関する技術の習得

助成金のコース

事業展開等リスキング支援コース

事業展開やDX・GXに伴い新たな分野で必要となる訓練を実施した場合に、助成が受けられる訓練メニューです。

助成率・額

<OFF-JT>

経費助成 75%(60%)

賃金助成 1,000円(500円)/h

助成金の額（1企業あたり）

助成金の対象となる経費、賃金助成

- 1 ICT施工のポイント
：71,000円（1人分、税込み）
- 2 訓練時間に対する賃金助成
（中小企業：1,000円/h）

支給額

<OFF-JT>

1 経費助成：53,200円

（受講料等（受験料を含む）×75%）

2 賃金助成：19,600円（19.6h×1,000円）

支給総額 72,800円

訓練の効果

重機や車両の運用において、ICT建機を導入することで従前よりも効率化が図られるとともに、CO2削減の効果が期待できる。

また、環境に配慮した建材を理解し、それを実際に導入した工事事例を学んだことが、これからのGXの取り組みに繋がっている。

今後の展開

ICT施工における技術をより向上することで事業のGX化・DX化を進め、社会のニーズに応じていく予定。



令和8年度「働き方改革推進支援助成金」 業種別課題対応コース（建設業）のご案内



このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や週休2日制の推進等に向けた環境整備に取り組む、**建設業の中小企業事業主**の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

課題別にみる助成金の活用事例

企業の
課題

積算業務を効率化し、
労働時間を削減したい！

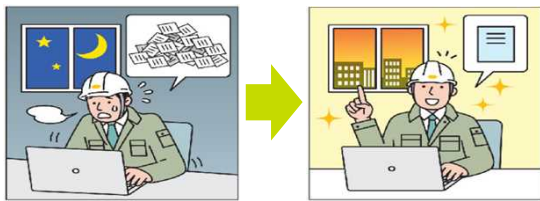
測量作業と重機操作を効率化し、
労働時間を削減したい！

助成金
による
取組

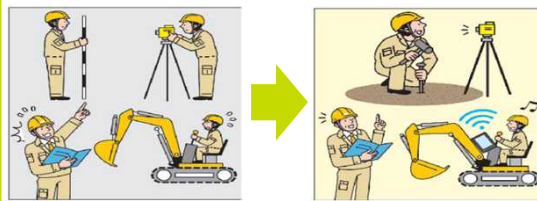
土木工事積算システムを導入

測量杭打ち機と
重機用センサーユニットを導入

改善の
結果



過去の類似工事との比較が容易になり、より短時間で適正な積算値を算出できるようになった。



測量や杭打ち、重機の操作を1人で行えるようになり、1日当たりの作業時間が削減された。

生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

ご利用の流れ

都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）に「交付申請書」を提出

申請期限：令和8年11月30日(月)

交付決定後、提出した計画に沿って改善事業を実施

事業実施：令和9年1月31日(日)まで

雇用環境・均等部（室）に支給申請

申請期限：事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日 または 令和9年2月5日(金)のいずれか早い日

(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、11月30日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。

助成内容について詳しくは、裏面をご覧ください。

ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する働き方改革推進支援センター または 都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）にお尋ねください。電子申請システムによる申請も可能です。 (<https://www.jgrants-portal.go.jp/>)



業種別課題対応コース（建設業）の助成内容

対象事業主

1. 労働者災害補償保険の適用を受ける労働基準法第139条第2項に定める工作物の建設の事業その他これに関連する事業として厚生労働省令で定める事業を主たる事業として営む中小企業事業主であること。
2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて、年休管理簿や就業規則等を整備していること。

など

改善事業（助成対象となる取組）

- ① 労務管理担当者に対する研修(※1)
- ② 労働者に対する研修(※1)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の整備
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新

(※1) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。

成果目標

「成果目標」を1つ以上選択の上、その達成を目指して「改善事業」を実施してください。

- ① **月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数の削減**
- ② **所定外労働時間の削減**
- ③ **年次有給休暇の計画的付与制度の新規導入**
- ④ **時間単位の年次有給休暇制度と、交付要綱で規定する特別休暇を1つ以上新規導入**
- ⑤ **9時間以上の勤務間インターバルの導入**
- ⑥ **4週における所定休日を1日以上増加**

助成上限額と助成額

上記「成果目標」の達成状況に応じて、上記「改善事業」の実施に要した経費の一部を助成します。

| | |
|-----|---|
| 上限額 | 選択した上記「成果目標」に設定された、右記①から⑥までの助成上限額に、右記の加算制度における上限額への加算額を 合計した金額 |
| 助成額 | 上限額又は対象経費の合計額に補助率3/4(※2)を乗じた額のいずれか低い金額を助成します。 |

(※2) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、「改善事業」の⑥・⑦を実施する場合、その所要額が30万円を超える場合は、補助率4/5。



働き方改革推進支援センター
または都道府県労働局に相談！



申請書
カキカキ…
添付書類も
準備…



いざ提出！



都道府県労働局

成果目標①の上限額

| | | 事業実施後の設定時間数 | |
|------------------|---------------------|-------------|---------------------|
| | | 月60時間以下 | 月60時間を超え 月80時間以下 |
| 設定時間数の 事業実施前の | 月60時間を超え 月80時間以下 | 200万円 | — |
| | 月80時間超 | 250万円 | 150万円 |

成果目標②の上限額(※3)

| 削減した労働者1人あたりの 所定外労働時間数 | 助成上限額 |
|---------------------------|-------|
| 5時間以上10時間未満 | 50万円 |
| 10時間以上 | 100万円 |

(※3) 成果目標①及び②は同時に選択できない。

成果目標③、④の上限額：各25万円

成果目標⑤の上限額

| 休憩時間数(※4) | 1企業当たりの上限額(※5) |
|-------------|----------------|
| 9時間以上11時間未満 | 120万円 |
| 11時間以上 | 150万円 |

(※4) 事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休憩時間数のうち、最も短いものを指します。

(※5) 勤務間インターバルを適用する労働者の範囲の拡大、勤務間インターバルの時間延長の場合は、上表の1/2が上限額となります。

成果目標⑥の上限額：25～100万円

加算制度

成果目標「賃金の引上げ」の上限額の加算(※6)

(常時使用する労働者が30人を超える場合)

| 引上げ人数 | 1～3人 | 4～6人 | 7～10人 | 11人～30人 |
|-------------|------|------|-------|------------------------|
| 3%以上 引上げ | 6万円 | 12万円 | 20万円 | 1人当たり2万円 (上限60万円) |
| 5%以上 引上げ | 24万円 | 48万円 | 80万円 | 1人当たり8万円 (上限240万円) |
| 7%以上 引上げ | 36万円 | 72万円 | 120万円 | 1人当たり12万円 (上限360万円) |

(※6) 常時使用する労働者数が10人以上30人以下の場合は、達成した成果目標の助成上限額に、上表の5%及び7%以上の引上げについて2倍の上限額が加算されます。

また、常時使用する労働者数が10人未満の場合は、上表の5%及び7%以上の引上げについて2.5倍の上限額が加算されます。

成果目標「割増賃金率の引上げ」の上限額の加算

| 割増賃金率引上げ加算の成果目標達成に係る要件 | 加算額 |
|---|------|
| 月60時間以内の時間外労働に係る所定割増賃金率を5%以上引き上げること。 | 25万円 |
| 月45時間を超えて月60時間以内の時間外労働時間に係る所定割増賃金率を5割以上とし、かつ、交付申請後から事業実施予定期間の終期までの期間において、いずれか1か月における時間外労働の時間数を、交付申請日の属する月を基準として、労働者1人あたり10時間以上削減すること。 | 75万円 |

高度安全機械等導入補助金

申請期間

令和8年5月15日(金)～令和9年1月28日(木)まで

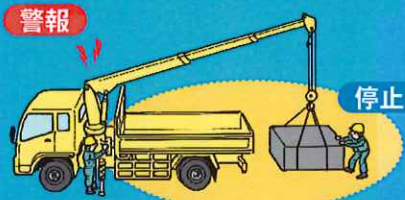
※予算を上回る申請があった場合、上記期間中であっても公募を中止することがあります。その場合はホームページでお知らせします。

対象者

- (1) 中小企業である者
 - (2) 申請時において建設業許可を有して期限内であること
- ※対象者の詳細は、建災防補助金ホームページをご参照ください。
(<https://www.kensaibou.or.jp/support/subsidy/index.html>)をご確認ください。

補助対象機及び補助額概要

積載形トラッククレーン



(1) 補助金支出基準

構造規格を上回る追加安全措置基準
(過負荷時に警報を発し、かつ停止する機能を有する過負荷防止装置で、(一社)日本クレーン協会規格JCAS2209-2024又はJCAS2204-2021に適合するもの)

(2) 補助金交付額

補助対象経費(見積額)の1/2
ただし、
1台当たりの上限：1,000,000円

油圧ショベル ホイールローダー



(1) 補助金支出基準

厚生労働省が安全性能を有すると認める以下のもの
①動作の停止・減速を伴うもの(「近接センサー」)
または
②複数カメラを有するもの(「監視モニター」)

(2) 補助金交付額

補助対象経費(見積額)の1/2
ただし、
1台当たりの上限：「近接センサー」1,000,000円
「監視モニター」 500,000円

締固め用機械

※同一申請者当たりの年度内申請上限：5,000,000円

詳しくは、建災防補助金ホームページをご覧ください。

<https://www.kensaibou.or.jp/support/subsidy/>

補助金 建災防



建災防本部
ホームページ



お問合せ先

建設業労働災害防止協会 高度安全機械導入支援補助金事務センター
住所：〒108-0073 東京都港区三田3-11-36 三田日東ダイビル8階 建災防 高輪分室
電話：03-6275-1085 (9:00～16:30※土日祝日を除く。)

建設機械等の安全装置

装着ヨシ!



Web仮申請から補助金交付までの流れ

交付申請手続編(購入前に申請が必要)

1.交付申請可能種類の確認

対象機械一覧は、建災防ホームページをご覧ください。

2.見積書の取得(+割賦支払い計画書)

見積書には必ず「建設機械の型番」と「安全装置の名称と金額」を明記してください。

3.Web仮申請

期間：令和8年5月15日～令和9年1月28日

建災防補助金ホームページから登録をしてください。

1申請1台に限ります。複数台を仮申請する場合は、1台ずつつけて仮申請ください。

4.仮申請受付メールの受け取り

Web仮申請から24時間以内に、担当者メールアドレス宛てに自動で仮申請を受け付けた旨を通知するメールが送られます。

5.申請書類の提出 Web仮申請から7日以内厳守。

右記書類をPDFでメール送付してください。送信先アドレスはWeb仮申請受付メールに記載されています。ただし、申請書類の提出期限は、1月28日が必着ですので、1月28日にweb仮申請された時は即日お送りください。

審査(約1カ月)(毎月、月末で締切)

交付決定(原則、申請の翌月)

申請書類について(提出書類)

- ① 令和8年度導入支援補助金交付申請書(様式1)
※ Web仮申請後に来るメールからダウンロードできます。
- ② 建設業許可書(写し)
- ③ 建設業者の詳細情報
※ 「国土交通省 建設業者の詳細情報」からダウンロードしたPDF
<https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/>
- ④ 補助対象機械の見積書(写し)
※ 右のページをご覧ください。
- ⑤ 割賦払い計画書
※ 割賦契約を結ぶ場合のみ。また、支払いが請求書類提出締切までに完済するもののみです。詳しくは、留意事項をご覧ください。
- ⑥ 誓約書(役員名簿を含む。)(様式2)
- ⑦ 地方労働局長発行の労働保険料納付証明書(令和6年度確定・令和7年度概算分)
※ 右のページをご覧ください。
- ⑧ メーカーが発行する過負荷防止装置を備える積載形トラッククレーンの型式がJCAS規格に適合する旨の証明書等
※ 積載形トラッククレーンの過負荷防止装置を申請する場合のみ必要です。
※ 販売店等を通して各メーカーから取得してください。
- ⑨ その他、建災防が求める資料
※ ①～⑧のみでは審査が難しい場合、追加で書類の提出を求められることがあります。

補助金支給請求手続編(購入後に請求が必要)

6.交付決定通知の受け取り

書類提出の翌月にメール(代表者宛て・担当者CCで)通知いたします。

7.申請機械の購入

交付決定通知受領後に購入等した機械のみが補助対象です。

8.補助金支給請求書類の提出

令和9年2月18日(木)が期限

右記書類をPDFでメール送付してください。送信先アドレスは、Web仮申請受付メールに記載されています。書類の詳細は、建災防補助金ホームページをご覧ください。

書類検査(約1カ月)(毎月、月末で締切)

支給決定

9.補助金の受け取り

口座振込前にメール(代表者宛て・担当者CCで)通知いたします。

補助金支給請求書類について(提出書類)

- ⑩ 令和8年度導入支援補助金支給請求書(様式6)
- ⑪ 売買契約書(写し)及び割賦契約書
※ 「割賦契約書(写し)」は割賦契約を結ぶ場合のみ必要です。
- ⑫ 納品書(写し)、請求書(写し)及び領収書(写し)
※ 交付決定通知書受領日以後の日付のもののみが有効です。
※ 「振込受付書」だけでは領収書の代わりになりません。
※ 領収書(写し)は右のページをご覧ください。
- ⑬ 譲渡証明書
※ 申請者に所有権が移った日付と譲受人欄に申請者名の記載があるもの。
- ⑭ 製造銘板の写真
- ⑮ 車検証(写し)(車検を有する場合のみ)
- ⑯ メーカーが発行する過負荷防止装置を備える積載形トラッククレーンの製造番号(シリアル番号)に対応するJCAS 2209-2024又はJCAS 2204-2021準拠ステッカー番号の証明書
※ 積載形トラッククレーンの過負荷防止装置を申請する場合のみ必要です。
※ 販売店等を通して各メーカーから取得してください。

④補助対象機械の見積書（写し）

見積書は、下記の内容が記載されているかご確認ください。

- A 申請者名が記載されていますか？
- B 見積書作成日が令和8年4月1日以降ですか？
- C 建機の型番が明記されていますか？
- D 安全装置の名称と金額の記載がありますか？

| 見 積 書 | |
|------------------------|--|
| A 有限会社 建災防建設 様 | B 令和8年4月20日 |
| 見積金額： | 金 19,800,000 円 <small>(消費税含む)</small> |
| お支払い条件： | 納入後現金一括にてお支払い |
| 見積有効期限： | 令和7年10月末日 |
| 本体及び仕様 目立製小旋回油圧ショベル | |
| C XP120U-3 | 1台 ￥17,000,000 |
| D BirdView監視システム | 1式 ￥1,000,000 |
| | 計 ￥18,000,000 |
| | 消費税(10%) ￥1,800,000 |
| | 合計 ￥19,800,000 |
| 安全建機販売株式会社 | |

(同一でないものは不可)

| 労働保険料・一般拠出金納付証明願 | | 〇〇年〇〇月〇日 |
|---------------------------|--|----------|
| 労働保険特別会計歳入徴収官 〇〇労働局長 殿 | | |
| 所在地： | 東京都千代田区霞が関6-4-1 | |
| 名称： | 有限会社 建災防建設 | |
| 代表者： | 代表取締役 厚生 太郎 | |
| 担当者： | 厚生 次郎 | |
| 電話： | 03-0000-0000 | |
| 下記のとおり、証明書の交付をお願いします。 | | |
| 労働保険番号 | 都道府県 | 所掌 |
| 目的 | ・入札参加 ・経営審査 ・領収書紛失 ①助成金等申請（助成金等の種類：高度安全機械等導入支援補助金） ・その他（ ） | |
| 証明書提出先 | | |
| 希望する証明の種類 (〇で囲む) | 対象年度 | 部 |
| ・未納がないことの証明 | 6年度 | 1部 |
| ・労働保険料等納付済額証明 | 年度 | 部 |
| | 年度 | 部 |

⑦地方労働局長発行の労働保険料納付証明書（令和6年度確定・令和7年度概算分）納付証明書については、各地方労働局にお問い合わせください。

⑫領収書（写し）

領収書は、下記の内容が記載されているかご確認ください。

- A 申請者名が記載されていますか？
- B 領収書作成日が交付決定以降ですか？
- C 建機の型番及び製造番号が明記されていますか？
- D 安全装置の名称と金額の記載がありますか？
- E 建機の金額は見積書の金額と同額ですか？

| 領 収 書 | |
|-------------------|--|
| A 有限会社 建災防建設 様 | B 令和8年8月31日 |
| 金額 | E 金 19,800,000 円 <small>(内消費税 ￥1,800,000)</small> |
| 但し | 目立製小旋回油圧ショベル |
| C XP120U-3 | 1台 ￥17,000,000 |
| D BirdView監視システム | 1式 ￥1,000,000 |
| | 計 ￥18,000,000 |
| | 消費税(10%) ￥1,800,000 |
| | 合計 ￥19,800,000 |
| として 安全建機販売株式会社 | |

※申請書類提出前に当協会補助金ホームページに掲載中の「交付申請書類の提出チェックシート」で補助金請求前に「補助金支給請求書類の提出チェックシート」で必ずご確認ください。

令和8年度補助金申請等書類においてご注意いただきたいこと

※各書類の提出時期、詳細は裏面の「Web仮申請から補助金交付までの流れ」をご覧ください。

- ① 申請等書類は全てメールで提出してください。
- ② 1申請1台です（※複数台申請したい場合は1台ずつ登録申請を分けてください。）
- ③ 「建設業者の詳細情報」の提出（※建設業中小企業者証明書類としてご提出をお願いいたします。）
- ④ 地方労働局長発行の労働保険料納付証明書の提出（※労働保険料納付証明書類を統一いたしました。）
- ⑤ 譲渡証明書の提出（※建設機械購入後の所有権移転の証明書類としてご提出が必須です。）

留意事項

以下の項目に該当すると補助金は支出されません。

- ① 「Web仮申請後（7日以内）に交付申請書類を提出しなかった」
- ② 「建設業許可なしで登録した」
（「解体工事業登録」〔建設業許可（解体工事業）は未取得〕でWeb登録を行った。）
- ③ 「補助金支給請求書類を提出しなかった」
（交付決定通知書を受領したことで、補助金を受給できると誤解していた。）
- ④ 「交付決定前に売買契約を締結した」
（契約締結日が交付決定通知書発出日前で、審査結果を待たずに契約を交わしていた。）
（審査結果を待たずに建設機械の代金の全額又は一部を支払っていた。）
- ⑤ 「交付決定内容と契約内容が異なっている」
（申請時の見積金額（本体及び安全装置の仕様含む）が請求書の金額と異なっていた。）
（「一括払い」での申請が、請求では割賦契約（分割払い等）に変更していた。）
（「下取り無し」で申請したが、購入後の補助金請求では「下取り有り」に変更してしまった。）
- ⑥ 「契約書に所有権に関する記載がない」
（売買契約書に完済後の機械の所有権移転を記載しなかった。）
- ⑦ 「補正要請後1ヶ月以上経っても是正しない」
（補助金交付申請書類、補助金支給請求書類提出後に事務局より不備を指摘された後、1ヶ月以上経過しても理由なく指摘事項を改善した書類を提出しない。）
 - ア 見積書に安全装置の名称と金額の記載がない。
 - イ 割賦払計画書が提出されない、または年度内に完済しない。
 - ウ 地方労働局長発行の労働保険料納付証明書（令和6年度確定・令和7年度概算分）を提出しない。
 - エ 売買契約書（写し）が提出されない、金額及び安全装置の名称など重要事項の記載がない。
 - オ 請求書、納品書と領収書に建機の型式、製造番号と安全装置の名称及び金額の記載がない。
 - カ 領収書（写し）を提出しない。
- ⑧ 「その他」
 - ア 申請者が割賦契約を利用して購入する際に、補助金請求時に「領収書」「完済証明書」等の完済を証明する書類の提出がないもの。
 - イ 補助金事業以外の支払いとの混合払いがなされていて補助対象額が特定できないもの。
 - ウ 約束手形、小切手、クレジットカードでの支払で、令和9年2月18日までに支払決済が完了しないもの。

建設業退職金共済制度に係る掛金助成

建設業退職金共済制度（建設業に従事する期間雇用者が対象。以下「建退共制度」という）は、建退共制度に加入する事業主が労働者の退職金共済手帳（※1）に共済証紙（※2）を貼付・消印することで納付、もしくは、電子申請（※3）により充当する掛金を（独）勤労者退職金共済機構が管理・運用し、労働者に退職金を支給する仕組みです。

本助成は、同制度に新たに加加入する事業主または既に加加入している事業主に対して、その掛金の一部を助成するものであり、同制度への加入促進と同制度の円滑な実施を目的としています。

- ※1 （独）勤労者退職金共済機構が、建退共制度に加入する事業主に対して交付する対象労働者ごとの共済手帳です。建退共制度に新たに加加入した労働者について最初に交付される掛金助成手帳には掛金免除欄が設けられています。
- ※2 事業主が対象労働者の就労日数に応じて、日額で定められた掛金を納付するための共済証紙です。
- ※3 ペイジーまたは口座振替で予め購入した退職金ポイントを就労日数に応じて掛金として充当し、納付する方式です。

対象となる措置

本助成は、下記の「対象となる事業主」に該当する事業主が、新たに建退共制度の被共済者となる労働者または掛金免除欄のある掛金助成手帳を所持している労働者を雇い入れる場合に行われます。

対象となる事業主

本助成の対象となる事業主は次の要件のすべてを満たすことが必要です。

- 1 建設業を営む中小企業者（※4）であること
 - ※4 資本または出資額が3億円以下、または常時雇用する労働者が300人以下
- 2 建退共制度に新たに加加入する事業主または既に加加入している事業主であること

助成額

本助成では、対象労働者が建退共制度の被共済者となった月から12か月相当分の掛金額（日額320円）のうち50日分の納付を免除します。（※5）

- ※5 電子申請により充当された掛金の場合は、当該掛金助成手帳の更新時に助成日数を算定します。

受給手続

（独）勤労者退職金共済機構が発行する、掛金免除欄が設けられた掛金助成手帳をお使いいただくことで助成を受けられます。

利用にあたっての注意点

本助成の要件や手続き等の詳細については、建退共制度を運営する（独）勤労者退職金共済機構にお問い合わせください。

（独）勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部 TEL (03) 6731-2831



令和6年度補正予算

ものづくり

商業サービス

生産性向上促進



補助金



中小企業・小規模事業者等の生産性向上や持続的な賃上げに向けた新製品・新サービスの開発に必要な設備投資等を支援します！

補助上限額
最大4,000万円

補助率
1/2~2/3

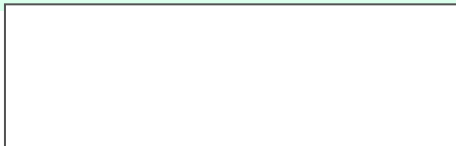
製品・サービス高付加価値化枠
製品・サービス開発の取組を支援

グローバル枠
海外需要開拓等の取組を支援



たとえば・・・
最新複合加工機を導入し、これまではできなかった精密加工が可能になり、より付加価値の高い新製品を開発

たとえば・・・
海外市場獲得のため、新たな製造機械を導入し新製品の開発を行うとともに、海外展示会に出展



事業概要

予算額

令和6年度補正予算「中小企業生産性革命推進事業」3,400億円の内数

基本要件

中小企業・小規模事業者等が、革新的な製品・サービス開発を行い、

①付加価値額の年平均成長率が+3.0%以上増加

②1人あたり給与支給総額の年平均成長率+3.5%以上増加

③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準

④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等（従業員21名以上の場合のみ）
の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。

※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとします。

※3～5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、事業化状況報告を提出いただき、事業成果を確認します。
※基本要件等が未達の場合、補助金返還義務があります。

| | 製品・サービス高付加価値化枠 | グローバル枠 |
|--------|--|--------------------|
| 要件 | 革新的な新製品・新サービスの開発による高付加価値化 | 海外事業の実施による国内の生産性向上 |
| 補助上限 | 750万円～2,500万円 | 3,000万円 |
| 補助率 | 中小企業1/2、小規模・再生2/3 | 中小企業1/2、小規模2/3 |
| 補助対象経費 | <共通>機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 <グローバル枠のうち、海外市場開拓（輸出）に関する事業のみ> 海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費 | |

大幅な賃上げに取り組む事業者のみなさまには、補助上限額を100～1,000万円上乘せします。

※大幅な賃上げ：(1)1人あたり給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加

(2)事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準

※各申請枠の補助上限額に達していない場合、常時使用する従業員がいない場合、再生事業者、最低賃金引上げに係る補助率引上げの特例事業者については適用不可。

※上記(1)(2)のいずれか一方でも未達の場合、補助金返還義務があります。

最低賃金の引き上げに取り組む事業者のみなさまには、補助率を2/3に引き上げます。

※最低賃金の引き上げに取り組む事業者：指定する一定期間において、3か月以上改定後の地域別最低賃金未滿で雇用している

従業員が全従業員数の30%以上いる事業者

※小規模企業・小規模事業者、再生事業者は除きます。

事業の流れ



2月6日（金）より第23次公募開始。4月3日（金）に申請開始、5月8日（金）に申請締切予定。
次年度以降については、新事業進出・ものづくり補助金として公募を予定

お問い合わせはものづくり補助金事務局サポートセンターまで

受付時間 10:00～17:00（土日祝および12/29-1/3を除く）

電話 050-3821-7013

メール 公募要領について : kakunin@monohojo.info

電子申請システムについて : monodukuri-r1-denshi@ml.nsw.co.jp

本補助金の詳細は
事務局HPをご覧ください

<https://portal.monodukuri-hojo.jp/otoiawase.html>

ものづくり補助金
総合サイト



生産性向上を目指す皆様へ

「デジタル化・AI導入補助金」で ITツール・AI導入による生産性向上を支援！

- AI等を用いた業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策に向けた、ITツール等の導入費用を支援！
- **インボイス対応に活用可能！** 安価なITツールの導入にも活用可能で、**小規模事業者は最大4/5補助！**
- **補助額は最大450万円/者、補助率は1/2～4/5！**

通常枠

- ・生産性の向上に資するITツール（ソフトウェア、サービス）の導入費用を支援します。
- ・クラウド利用料を最大2年分補助し、保守運用等の導入関連費用も支援します。

複数者連携デジタル化・AI導入枠

- ・10者以上の中小企業・小規模事業者等が連携した、インボイス制度への対応やキャッシュレス決済を導入する取組等を支援します。導入や活用に向けた事務費・専門家経費も補助対象です。

インボイス枠 インボイス対応類型

- ・令和5年10月1日に開始されたインボイス制度への対応に特化した支援枠で、会計・受発注・決済ソフトに加え、PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援します。
- ・小規模事業者は最大4/5補助し、補助下限は無く、安価なITツール導入も支援します。

インボイス枠 電子取引類型

- ・取引関係における発注者(大企業を含む)が費用を負担してインボイス対応済の受発注ソフトを導入し、受注者である中小企業・小規模事業者等が無償で利用できるケースを支援します。

セキュリティ対策推進枠

- ・独立行政法人 情報処理推進機構（IPA）が公表する「サイバーセキュリティお助け隊 サービスリスト」に掲載されているセキュリティサービスの利用料を支援します。

※詳細は裏面をご確認ください。



<活用イメージ・補助率等>

| 枠/類型 | 通常枠 | 複数者連携デジタル化・AI導入枠 | インボイス枠 | | セキュリティ対策推進枠 |
|--------|--|--|---|----------------------|----------------------------------|
| | | | インボイス対応類型 | 電子取引類型 | |
| 活用イメージ | AI等を用いたITツールを導入し、生産性を向上 | 商店街など、複数の中小企業・小規模事業者で連携してITツール等を導入 | ITツール等を導入してインボイス制度に対応 | 発注者主導で取引先のインボイス対応を促す | サイバーセキュリティ対策を進める |
| 補助対象経費 | ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費（保守サポートやマニュアル作成等の費用に加えて、IT活用の定着を促す導入後の“活用支援”も対象） | | | クラウド利用料（最大2年分） | サイバーセキュリティお助け隊サービス利用料（最大2年分）（※1） |
| 補助額 | ・ITツールのプロセス数が1～3つまで：5万円～150万円 ・4つ以上：150万円～450万円 | (a)インボイス枠対象経費：同右 (b)消費動向等分析経費：50万円×グループ構成員数 (a)+(b)合わせて3,000万円まで (c)事務費・専門家経費：200万円 | ITツール： 1機能：～50万円 2機能以上：～350万円 PC・タブレット等：～10万円 レジ・券売機等：～20万円 | ～350万円 | 5万円～150万円 |
| 補助率 | 中小企業：1/2 最低賃金近傍の事業者(※2)：2/3 | (a)インボイス枠対象経費：同右 (b)・(c)：2/3 | ～50万円以下：3/4 (小規模事業者：4/5) 50万円～350万円：2/3 ハードウェア購入費：1/2 | 大企業：1/2 中小企業：2/3 | 中小企業：1/2 小規模事業者：2/3 |

(※1) (独)情報処理推進機構 (IPA) 「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されたサービス。

(※2) 令和6年10月から令和7年9月の間で、「当該期間における地域別最低賃金以上～令和7年度改定の地域別最低賃金未満」で雇用している従業員が全従業員の30%以上である月が3か月以上あることを示した事業者。

<補助金の活用例>

勤怠労務管理ツール

課題

・タイムカードによる勤怠管理のため、オフィスに出勤してからの現場移動、帰社してからの退勤が必要だった

変化

・導入により出先からの打刻が可能に
・**残業時間が3割削減**
・人事担当の**作業効率も大幅アップ!**

クラウド会計システム

課題

・仕訳や請求管理などの負担が大きい
・給与計算と勤怠管理が独立しており、給与振込までのスケジュールが厳しい

変化

・**AIによる自動仕訳**により経理処理の大幅な効率化を実現
・給与計算業務に要する**人員、作業時間も大幅削減!**

<今後のスケジュール>

中小企業デジタル化・AI導入支援事業事務局ポータルサイト

・通常枠、インボイス枠（インボイス対応類型、電子取引類型）、セキュリティ対策推進枠

・複数者連携デジタル化・AI導入枠

第1次申請締切日 5月 12日

第1次申請締切日 6月 15日

第2次申請締切日 6月 15日

第2次申請締切日 8月 25日

第3次申請締切日 7月 21日

第4次申請締切日 8月 25日



応募方法等の詳細はこちらからご確認ください

簡易で即効性のある 省力化投資に **カタログ注文型**

随時申請
受付中

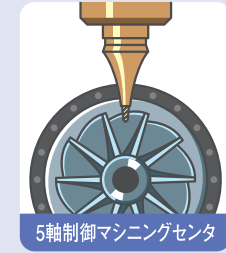
補助率
1/2以下

補助上限額
最大 **1,500**万円

- 対象製品のリスト(カタログ)に登録された汎用製品から事業課題に合わせて省力化製品を選択できます。
- 申請手続きが簡易で、申請から交付決定まで最短1ヶ月。随時公募受付のため、いつでも申請が可能です。
- 省力化製品の「販売事業者」が、省力化製品の導入と補助金申請・手続きをサポートします(共同申請)。

「販売事業者」の選択肢が広がり、
より使いやすくなりました!
販売事業者数 **4,000**超

補助対象
(カタログ掲載)
製品の
カテゴリ例 ▶
どんどん追加中!



サービス業から
製造業まで、
様々な業種
向けの製品を
ラインアップ!

登録
カテゴリ数
150超
(製品数
2,000超)
※2026年2月現在

※一部の省力化製品は、置き換えであっても申請可能です。

人手不足解消に効果のある「**省力化投資**」を後押しする補助金が
さらに活用しやすくなりました!

中小企業 省力化投資補助金

事業内容に合わせて多様な
設備やシステムが導入できる

一般型 [公募回制]

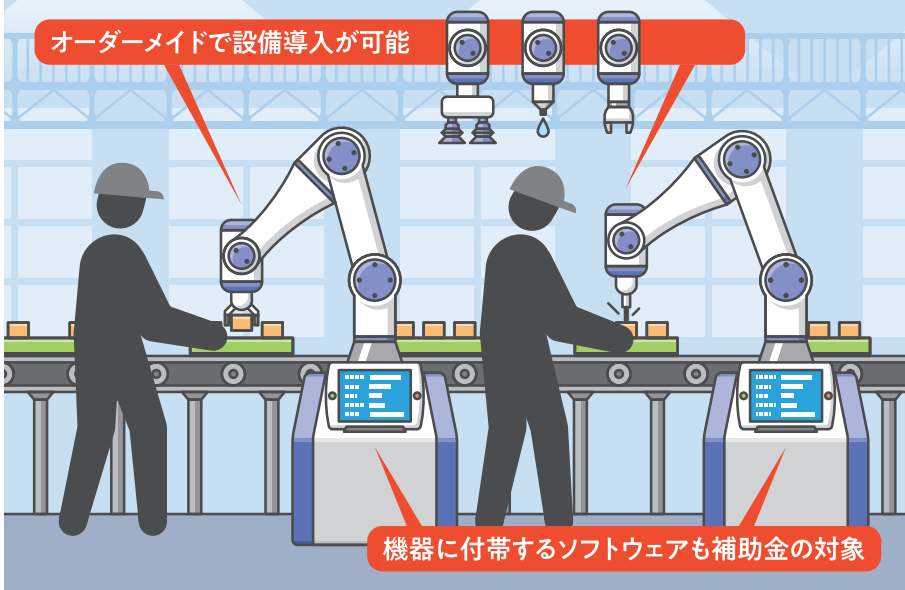
補助率

中小企業 **1/2** | 小規模・再生 **2/3**

補助上限額

最大 **1**億円

オーダーメイドで設備導入が可能



機器に付帯するソフトウェアも補助金の対象

- オーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備導入・システム構築など、多様なニーズに応えます。
- 公募回制で、省力化指数などに関する詳細な事業実施計画を作成。3ヶ月程度の審査を経て、交付決定されます。
- 大幅賃上げ特例(補助上限額アップ)、最低賃金引き上げ特例(補助率2/3にアップ)があります。

例えば、
通信販売事業で

オンラインショッピングの顧客数・購買量の増加に対応するため、自動梱包機と倉庫管理システムをオーダーメイドで開発・導入

例えば、自動車関連
部品製造事業で

検査が難しい微細な部品製造を効率的に行うため、現場に合わせ、最新のデジタルカメラやAI技術を活用した自動外観検査装置を導入

中小企業省力化投資補助金とは、 人手不足解消に効果のあるロボットやIoTなどの製品や設備・システムを導入するための経費を国が補助することにより、中小企業の省力化投資を促進し売上拡大や生産・業務プロセスの効率化を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

Be a Great Small.
中小機構

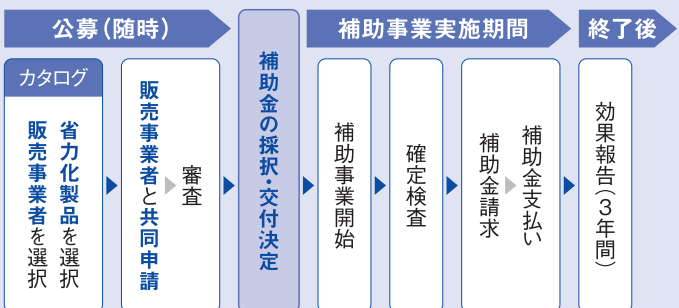
カタログ注文型

随時申請
受付中

● 補助対象となる事業

中小企業などが省力化製品を対象製品のリスト(カタログ)から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性 年平均成長率3%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

● 申請から事業完了までの流れ



● 補助率と補助上限額

※令和8年3月19日(木)の申請から、補助上限額を拡充!

| 従業員数 | 補助率 | 補助上限額 | 大幅な賃上げを行う場合 |
|-------|-----|---------|-------------|
| 5名以下 | 1/2 | 500万円※ | 750万円※ |
| 6~20名 | | 750万円※ | 1,000万円※ |
| 21名以上 | | 1,000万円 | 1,500万円 |

各申請における補助額の合計が補助上限額に達するまでは、複数回の応募・交付申請が可能です。2回目以降の申請における補助上限額は【上記の補助上限額×2-前回来までの累計交付額】とします。

補助上限額がアップする【大幅賃上げ特例】の適用要件

事業終了時に①給与支給総額+6%以上かつ、②事業場内最低賃金+3% (日本銀行が定める「物価安定の目標」+1.0%)以上とする計画を策定し申請する必要があります

※上記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助額の減額となります。※上記②は令和8年3月19日(木)以降に申請の方を対象とした適用要件です。令和8年3月16日(月)以前に申請の方は、旧制度の要件を満たす必要がありますのでご注意ください。

※令和8年3月16日(月)以前に申請の方は、その申請に限り旧制度の補助上限額が適用されますのでご注意ください。詳しくは下記ホームページの「公募要領」「応募・交付申請の手引き」をご確認ください。

一般型

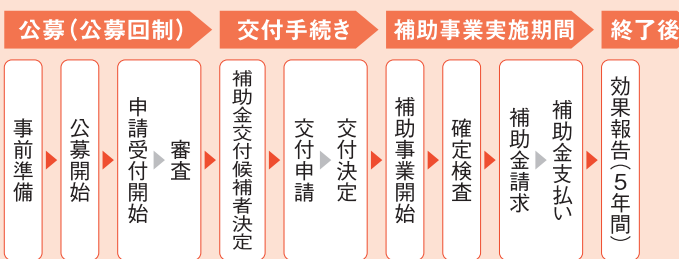
公募回制

● 補助対象となる事業

中小企業などが省力化効果のあるオーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備やシステムなどを導入し、「労働生産性 年平均成長率4%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

- 基本要件**
- 労働生産性の年平均成長率が+4%以上増加
 - 1人当たり給与支給総額の年平均成長率が3.5%(日本銀行が定める「物価安定の目標」+1.5%)以上増加
 - 事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準
 - 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表など(従業員数21名以上の場合のみ)の基本要件を全て満たす3~5年の事業計画に取り組むこと。
- ※最低賃金引上げ特例事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとします。※3~5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、効果報告を提出いただき、事業成果を確認します。
※基本要件などが未達の場合、補助金返還義務があります。

● 申請から事業完了までの流れ



● 補助率と補助上限額

| 従業員数 | 補助率 | 補助上限額 | 大幅な賃上げを行う場合 |
|---------|---------------|---------|-------------|
| 5名以下 | 中小企業 1/2 | 750万円 | 1,000万円 |
| 6~20名 | | 1,500万円 | 2,000万円 |
| 21~50名 | | 3,000万円 | 4,000万円 |
| 51~100名 | 小規模・再生 2/3 | 5,000万円 | 6,500万円 |
| 101名以上 | | 8,000万円 | 1億円 |

補助上限額がアップする【大幅賃上げ特例】の適用要件

①1人当たり給与支給総額の年平均成長率+6%以上増加 ②事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準
※最低賃金引上げ特例事業者は除く。※上記①、②のいずれか一方でも未達の場合、各申請枠の従業員規模別の補助上限額との差額について補助金を返還。

補助率が2/3にアップする【最低賃金引き上げ特例】の適用要件

2024年10月から2025年9月までの間で「当該期間における地域別最低賃金以上~2025年度改定の地域別最低賃金未満」で雇用している従業員が全従業員数の30%以上である月が3か月以上あること。
※小規模・再生事業者は除く。

カタログ注文型・一般型それぞれ要件が異なりますので、必ずそれぞれの公募要領をご確認ください。カタログ注文型・一般型は、補助対象経費が異なれば併用可能です。

本補助金の詳細や対象製品のリスト(カタログ)、公募要領などはこちらから

中小企業省力化投資補助事業ホームページ <https://shoryokuka.smrj.go.jp/>



お問い合わせは、本補助事業コールセンターまで

あらかじめ上記ホームページの掲載資料や「よくあるご質問」をご確認のうえ、お問い合わせください。

ナビダイヤル

0570-099-660

IP電話などからの
お問い合わせ

03-4335-7595

カタログ
注文型

省力化製品に関わる工業会・
製造事業者・販売事業者のみならず

カタログ登録
サポートセンター

03-6746-1530
でご相談受付中!

● 受付時間：9:30~17:30 / 月曜~金曜(土・日・祝日除く) ※通話料がかかります。恐れ入りますが、繋がらない場合は、しばらくたってからおかけ直しください。

全都道府県に、インフォメーション窓口を設けています。詳しくは上記ホームページをご確認ください。

建設市場整備 推進事業費補助金

～「地域の守り手」となる建設業のICT活用促進～

ICT機器の購入及びICT機器を使用した防災訓練の
費用を1/2補助*する制度です。

※対象経費のうち、必要と認められる額に2分の1以内を乗じて得た額(1,000円未満切捨て)

募集期間

2026年3月26日～5月1日まで

※上記募集期間内で応募金額が補助金総額に満たなかった場合、第2次募集を実施します。



執行団体・問い合わせ先



国土交通省



一般社団法人 全国建設業協会

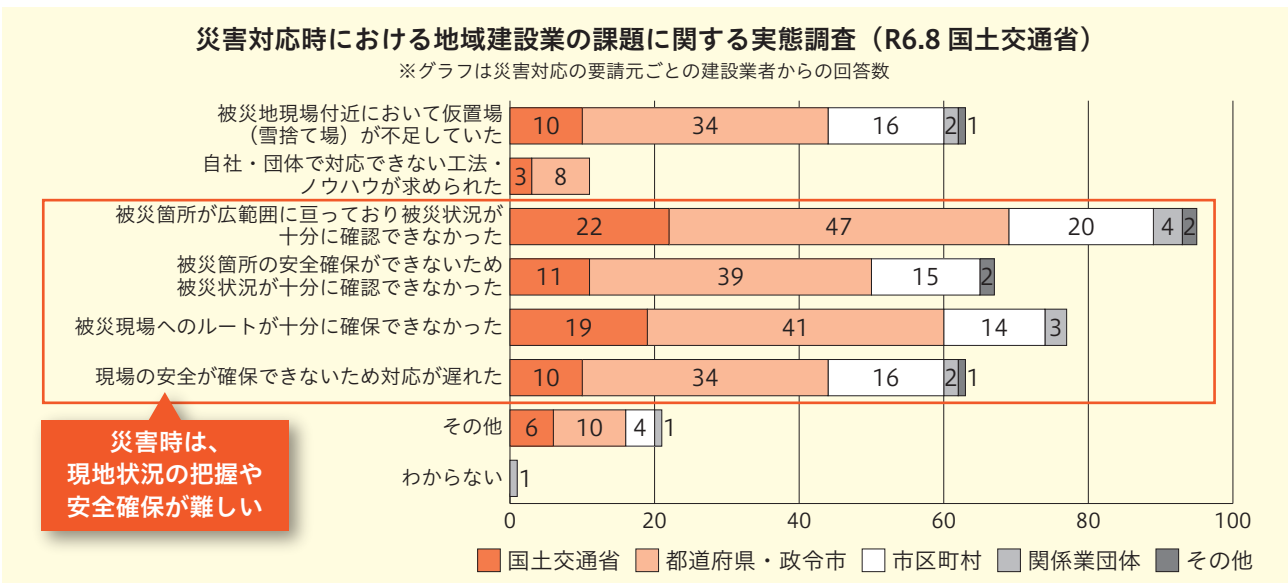


tel 03-3551-9396 mail ict-hojokin2026@zenken-net.or.jp

「地域の守り手」となる地方の中堅・中小建設業従事者の、施工管理におけるICT技術への習熟を深め、ICT技術も活用した迅速かつ効率的な応急復旧を強力に実現できる体制を構築する

背景・課題

- 「地域の守り手」である建設業が、将来にわたりその役割を果たし続けるためには、処遇改善・働き方改革・生産性向上が不可欠であるほか、激甚化・頻発化する各種災害に適切に対応できる能力・体制を構築・強化していくことが必要。
- 建設業の生産性向上を支えるICT技術の開発が進展しつつあるなか、厳しい作業環境となることが多い被災地の応急復旧においてもICT機器を積極的に活用することにより、現地作業の安全性を高めるとともに、迅速かつ円滑に対応するための環境整備を図ることが必要。



申請方法

ホームページから申請書類をダウンロードしていただき、必要書類をそろえ、提出してください。



申請受付期間

| | |
|--------------------|-------------------|
| 申請受付開始 | 申請受付終了 |
| 2026年3月26日(木)9:00~ | 2026年5月1日(金)17:00 |

交付対象や申請書類の提出先等の詳細については募集要領をご確認ください。
 ※上記申請受付期間内で応募金額が補助金総額に満たなかった場合、第2次募集を実施します。詳しくは当会ホームページをご確認ください。

執行団体・
問い合わせ先



一般社団法人 全国建設業協会

tel 03-3551-9396 mail ict-hojokin2026@zenken-net.or.jp



令和7年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金 （商用車等の電動化促進事業（建設機械））

建設機械の電動化促進として導入を支援いたします！

・ 事業スキーム

補助事業執行団体：一般社団法人 日本建設機械施工協会 補助金申請の審査・採択

対象者：建設機械を保有する事業者

補助金申請



・ 補助対象

電動建設機械の導入支援

- ① 電動建設機械（GX建機）
- ② 充電設備（本事業において、建設機械と一体的に導入するものに限る）

G X 建機：国土交通省の認定を受けた電動建設機械

・ 補助額（予算総額14.3億円）

| 補助対象建設機械 | 補助額 |
|----------|-------------------------|
| ① 電動建設機械 | ：従来型機械との差額の2/3をベースとして決定 |
| ② 充電設備 | ：本体価格の1/2をベースとして決定 |

・ 補助金申請受付期間

令和8年3月19日（木）～令和9年1月29日（金）

申請に関する詳細は、一般社団法人日本建設機械施工協会のURLからご覧ください。

https://jcmanet.or.jp/hojojigyo-top/hojojigyo_r7_hosei/

・ 提出先及び問い合わせ先

一般社団法人 日本建設機械施工協会

「商用車等の電動化促進事業（建設機械）」事務局

メールアドレス： jcma_hojyo@jcmanet.or.jp

★申請書類の提出はデジタル庁が提供するJグランツで行ってください。

★申請にあたっては事前のG ビズID取得が必須となります。